

平成24年第2回御代田町議会定例会  
議事日程（第2号）

平成24年6月11日

日程第 1 一般質問

## 平成24年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月8日		
招 集 の 場 所	御代田町議事堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成24年 6月 8日	午前10時00分
	閉 会	平成24年 6月18日	午前10時20分

### 第2日目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成24年 6月11日	午前10時00分
	散 会	平成24年 6月11日	午後 3時43分

### 出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	10	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	11	柳 澤 治	欠 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	13	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	14	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 笹 沢 武
	1 番 野 元 三 夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 2 4 年 6 月 1 1 日 (月)

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 (内堀恵人君) 改めまして、おはようございます。

これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。柳澤 治議員、所用のため、欠席する旨の届出がありました。

理事者側では全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

――― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (内堀恵人君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
85	1	古 越 日 里	御代田町駅前商店街の活性化について
			社会福祉事業の推進について
101	2	東 口 重 信	認知症疾患対策について
			緊急時連絡カード等の発行について
114	3	笹 沢 武	御代田町環境保全条例施行規則・開発指導要綱の見直しについて
121	4	池 田 健一郎	要介護者の増加に対する町の対応について
			公共施設の有効活用について
135	5	小井土 哲 雄	町の住宅行政及び関連する道路整備について

通告 1 番、古越日里議員の質問を許可いたします。

古越日里議員。

( 7 番 古越日里君 登壇 )

○ 7 番 (古越日里君) おはようございます。

通告番号1番、議席番号7番の古越日里です。

気象庁は、6月9日に関東甲信地方が梅雨入りしたと見られると発表しました。昨年より13日遅い梅雨入りです。平年の梅雨明けは関東甲信地方で7月21日ごろですが、この間、集中豪雨やゲリラ豪雨、洪水等による災害や被害が出ないことを願っております。

御代田駅前商店街の活性化について質問いたします。

一般的に駅前商店街というと、駅の乗降客が多く利用するので、活気があるというのが一般であります。御代田駅前商店街は少し寂しいと感じます。国鉄からしなの鉄道に変わって、また、車が各家庭で複数台数持つ時代になり、鉄道利用者が以前より減少していると思われれます。町の予算も、駅の業務委託料で約570万円、列車増便事業負担金などを含めて、しなの鉄道関連全体では、約1,500万円を負担しております。ここ数年間の御代田駅の乗降利用者はどのくらいか、また、駅乗降客の駅前商店の利用状況の分析などはどうなっているかについて、問います。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

お尋ねのうち、御代田駅乗降利用者数ということでございますけれども、現在までの推移を申し上げますと、平成10年度の53万33人から、年々減少を続けまして、平成21年度には44万9,259人まで落ち込んできておりました。このような状況の中で、しなの鉄道の利便性向上を目的といたしまして、小諸市、軽井沢町、御代田町の3市町により、小諸・軽井沢間における、しなの鉄道増便事業を平成22年8月から実施しましたところ、平成22年度におきましては、平成21年度より355人増加いたしましたして、44万9,614人、平成23年度におきましては、平成22年度より1万5,302名増加いたしましたして、46万4,916人と推移してきております。増便事業実施以降、御代田駅での乗降客数は回復してきているという状況でございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） もう1つは、駅前利用の分析。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） 駅乗降客の駅前商店街利用状況の分析についてですが、  
いまのところ、町、また商工会等も実施はしておりません。

○議長（内堀恵人君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） やはり軽井沢へ来る観光客を御代田町へ呼ぶというに、御代田町は何人ぐらい来ているのかなというようなことも分析して、対策するように。駅前を、駅を利用する人たちが駅前商店街をどれぐらい利用しているかというのを調査して、基礎的な数字を把握するのも、行政の仕事として計画を立てるには必要だと思います。そういうことを基礎的な数字をとらえた中で、活性化するような方向にしていきたいと思います。

3番の、駅前駐車場の管理は適切かということですが、昨今、買物をするには、ほとんどが車でいきます。そして、最近できてきている町内、三ツ谷付近の道路沿いの店舗では、どこでも自分で大小の駐車場を備えています。駅前商店街の駐車場の位置づけは曖昧なように思います。しなの鉄道御代田駅前の駐車場は、乗降客の送迎専用だと私は理解していますが、通勤する人が朝行くときに車を停めて、夕方帰るまで一日中駐車していて、駅の送迎に来た人や駅前商店の利用者、飲食店利用者、観光客などの利用したい人たちが停めるスペースがない実状にあります。このような実態を見て、駅前駐車場の管理はどのように行っているのか、また、目的とする利用方法として適切なのかについて、問います。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、駅前駐車場の管理の現状について、お答えいたします。

現在、駅前ロータリーには普通乗用車14台分の駐車区画を設けてあります。この駐車場は、今議員さんおっしゃいますとおり、御代田駅を利用する方の送迎車両専用として、1時間以内という駐車時間の制限を行っております。管理につきましては、建設課の職員が適宜パトロールを行うとともに、駅前のタクシー会社、現在、軽井沢観光さんと松葉タクシーさんがあるわけですが、この2社のご協力をいただきまして、長時間駐車している車両への貼紙等によって、是正の指導を行っているところでございます。そうは申し上げましても、長時間利用の車が後を断たないという状況ではございますので、今後につきましても、駅利用者や周辺地域

の皆さまのご意見を伺いながら、不適切な状況や不都合などがございましたら、随時、この管理方法につきましても改善してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 1時間以内というようなことであれば、尚更、そういう管理をして、例えば連続的に、常習的に停める人がいたりする場合は、貼紙だけでなく、本人に注意をしていくような措置も必要ではないかと思えます。

また、そういうふうに停める場合には、駅北の保健福祉センター、保健センターのある方の駐車場を利用させていただくとか、実際、私の企画としては、駅の西側にある、アカシアの生えている沢を埋め立てて、駐車場にすれば、駅利用する人たちがみんな十分なスペースで駐車できると考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。そういった利用状況、駐車場につきましては、そのアカシアの生えている、くぼんでいる土地の手前に、町営の駐車場を整備してございます。そちらの方の状況を見ながらという形にはなろうかと思えますけれど、今のご意見等も参考にしながら、今後考えていきたいところの1つではないかとは思っておりますが、現状のところにつきましては、埋め立てて駐車場にするというような計画につきましては、建設課の方では今計画は立ててはいないという状況でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 現在、計画がないということですが、駅前の利用とか景観から見て、あのまま放置を長引かせるのはいかかなものかと思うので、早急にああいう何かの方法で開発というか、整備をしていくような計画を立てていただきたいと思っています。

4番目に入ります。

しなの鉄道御代田構内栄橋架け替え工事が24年度、25年度で工事に入ります。工事費の総額が、計画予算で約6億8,000万円余りということです。この栄橋工事が完成すれば、馬瀬口から駅へ行く御代田停車場線や、国道18号線三ツ谷の信号から入り、役場の前を通り、駅に向かう道路整備もだんだん進んでいるので、あわせて交通がとても便利になります。車や人の流れがよくなることは、駅前商店

街にも足を運ぶ人が増えることも見込めるわけです。栄橋完成後の商店街への効果の見通しを、どのように計画しているのかを問います。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

栄橋完成後の効果につきましてでございますが、栄橋架け替えの目的につきましては、1つとして昭和38年の建設から49年が経過しており、現在の耐震基準を満たしていないこと。2つ目として、老朽化によるコンクリートの剥離落下などによって、しなの鉄道の安全運行に重大な支障を来す恐れがあること。3つ目といたしまして、人道橋を設置してあるものの、現実には車道側を通行する歩行者が多く、非常に危険な状況であることという、以上3点の問題が主な問題を解消し、安全安心のまちづくりに寄与するために架け替えるものでございます。

御代田駅前の車両や歩行者の通行について、議員おっしゃいますとおり、安全性や利便性が向上することによって、若干の栄橋利用者数の増加はあるかもしれませんが、駅前商店街の活性化にかかわる栄橋架け替えの効果というものを見込めるほどの状況ではないというふうに考えておりますので、これまでのところ、そういったことを検討してはございません。以上です。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） せっかく大きな予算をかけて交通の便がよくなる、そういうことが、人の流れが変わってくる、そういうチャンスを生かすように、建設課と産経課で、担当は違うわけですが、行政の中で連携をとって力を注いでいけば、活性化につながると思っています。

今までの質問の中では、現状の把握とか分析について、これからの計画を予想するというようなことと言いましたが、なかなか今の答弁の中では把握していない現実で、ちょっと進展していないかなという感じを受けました。

5番目の商店会と町の話し合いということについては、とても重要なことと考えています。

御代田町には、町の観光協会があり、町商工会があります。それぞれの団体に、町から補助金を出して活動を応援しています。予算項目の款7、商工費。目1の商工振興費、これは大きく幅広く含まれていますが、約6,680万円。目2の観光費として約1,350万円を計上しています。駅前商店会からすると、親とも言え



るこの2つの団体が、活動を活性化しなければ、駅前商店会も活性化しないと思います。また、駅前商店会自体でも会としての組織力を十分発揮して、全員で協力してイベントとか小さいお祭りのようなことも企画し、実行する自主性も必要と思います。1つの例としては、岩村田商店街では、人の流れが新幹線の佐久平の駅前に移る中、多種多様のイベントを実行して集客に努力している姿が感じられます。

町は、補助金を出すのみではなく、町観光協会や町商工会も合わせて駅前商店会との話し合いをして、活性化を目指すべきだと思います。イベントや祭りなどのほかにも、町民が立ち寄りやすい地域づくりも含めて、人の集まる仕組みや活性化する方法について、会議や話し合いはどのように実施してきましたか。また、今後は、どう計画を進めていくのかを問います。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、商工会と町の話し合いということについて、お答えします。

今まで、商工会や観光協会とはいろいろな面で話し合いをしてきましたが、駅前商店会とは直接的な話し合いは今のところしておりません。

古越議員のおっしゃるとおり、現在の消費者の動向は、品揃えが豊富で大きな駐車場を兼ね備えた、集客力のある大型専門店で買物をする傾向にあり、旧来の小規模小売店は非常に厳しい状況であります。今後いっそう、商工会と連携し、商業を取り巻く環境の変化をとらえながら、安定した制度資金の活用や経営の改善、近代化を促進し、個性的な品揃えや専門化、また接客サービスの行き届いた魅力ある店舗づくりを推進していきたいと思います。その中で推進を図るうえで具体的な行動として、古越議員ご指摘のとおり、商店会、また商工会、観光協会と協議をいっそう進め、リーダー的人材の育成や、商工・観光のみならず、農業関係者も含め、御代田町にこういうお店があるんだ、一度行ってみよう、また行ってみたらまた行ってみようかな、又は御代田町の物産的なイベントができるような連携を深め、町の活性化に進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） やはり、集客をする努力というものも自らしていけないと思います。

また、組織というのは、その団体自体の自主性というものが一番大事にされて、

俗に言う『金は出すが口は出さない』みたいな傾向にありますが、やはりこういう組織自体、膠着状態になったときには人心を一新して、新しい事業展開するような方向について、お金を出している立場として、助言程度はしてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） おっしゃるとおり、町はお金を出すだけではなくて、実際、補助金を出すうえで、こういうことは考えられないかとか、そういう指導もできると思いますので、よく協議をしながら、町の活性化に進めていきたいと思いません。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 御代田町、観光だとか商工会とかというのも大事な産業ですので、そういうことにみんな明るく元気で過ごせるような企画や指導を、建設課、産経課、力を合わせてやっていけたらいいと思います。

次に、社会福祉事業の推進について問います。

御代田町で希望や生きがいを持って、安心して暮らすには、子育てから高齢者まで、幅広い福祉の充実が必要となります。町の予算の中でも大きい事業である社会福祉について、社会福祉事業の推進について、問います。

社会福祉の予算としては、民生費の一部、社協への分も含めて約11億1,000万円。衛生費の一部、約1億6,000万円。特別会計の3会計で、合計25億5,700万円。全部の総計で約38億3,000万円と私の計算ではなりました。人に優しい予算規模となっていますが、町の一般会計と特別会計の合計から見る予算額の割合としては、35.4%を占めております。町民全員が健康で人生を過ごせるように、病気や怪我の予防に力を入れることが重要だと思います。特に高齢者につきましては、これから平成27年度の高齢化率の予想推計は、団塊の世代が増えてきているので25.5%と予想されます。約4人に1人が高齢者になるという数字です。高齢者の増加に伴い、一人住まいや老老世帯が多くなり、福祉サービスも生活支援や介護予防などを充実させていく必要があります。地域包括支援センターの機能を活発にしたり、高齢者自ら自活できるアドバイス等、高齢者福祉の充実は重要緊急な問題です。これをどのように進めていきますか、問います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、高齢者福祉の充実、特に今のご質問の内容ですと、その推進役となる地域包括支援センター、これの活動内容、及び住み慣れた地域で高齢者の方が健康な状態で住み続けるための方策ということで、介護予防を重視しておられるということでございますので、そちらの方にしぼって、お答えしたいと思います。

まず、地域包括支援センターの事業の概要でございます。高齢者の医療や介護、福祉に関する総合相談の窓口ということになっておりまして、高齢者福祉の充実を図るための核となっております。認知症の支援に関する事、いろいろな相談がまいります。それから介護保険の手続、高齢者施設の紹介、介護予防に関する事、それから最近問題化しております高齢者の方と独身の男の方でも女の方でも多い、お子さんなんですけれども、こういった方たちによる虐待に関する事、それから財産管理や契約代行に関する事、悪質な訪問販売などの消費者被害に関する事など、高齢者に関する相談、非常にたくさんまいります。こういった相談について、地域包括支援センターは何でも受け付けているという状況でございます。以上が、当町の地域包括支援センターの活動概要という状況でございます。その中でも、介護予防事業の充実、これについては高齢者の方たちができるだけ介護状態にならず住み慣れた地域で健康で暮らし続けるための重要事項であるため、地域包括支援センターでは、特に力を入れている事業ということでございます。

具体的な取り組みを申し上げます。

介護予防教室。これは、月2回開催しております。毎回100名を超える町民の方、65歳以上の方に参加をいただいているという状況でございます。通常、なかなかいろいろな事業をやっても人が集まらないというところがございますが、これに関しては、全くその逆でございます。参加してみるとわかりますけれども、ものすごい熱気でございます。自分が健康で生活し続けたいという願いが、結集されているような事業でございます。その様子については、是非、その様子について一度ご覧いただければというふうにも思っております。

毎年、送付しておりますチェックリスト、生活機能の低下が見られる方に対して、チェックリストを送付させていただいております。二次予防事業として、いきいき教室に参加してもらうようにしております。特に生活機能が下がっていらっしゃる

方、こういった方たちに二次予防事業、いろいろな体操ですとか、そういった取り組みに参加してもらうようにしております。運動機の機能向上あるいはその栄養の改善、毎日どんなものを食べていけばいいのか、それから口腔機能の向上を図っているというようなところでございます。

それから、今年度から、各地区でサロンの立ち上げを目的に、サロンの拠点整備を社会福祉協議会と連携して行い、高齢者が身近な場所で介護予防ができるための取り組み、これを行っているところでございます。

こういった活動の拠点づくりのためのハード整備である、世代間交流施設建設や、公民館改修を厚生労働省の補助金を活用して、活発に進めているところでございます。ハード面・ソフト面両方で、車の両輪を回転させるように、今、努力しているところでございます。

そのほか、介護保険の対象にならない方で生活支援を必要とする方には、配食サービス、それからホームヘルパーの派遣、ごみ出し支援等実施しまして、独居高齢者、高齢者のみの世帯向けには、24時間365日体制で緊急時の対応や日常の相談業務を行う緊急通報サービスなど、高齢者福祉の充実に向け、事業を展開しているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 今、報告があったように、高齢者自らが予防教室とか、いきいき教室に参加してきてもらえるということは、とてもいいことだと思います。

行政視察で各地に行くと、女性ばかりが元気で、おばあさん方が多いが、おじいさんがさっぱり出て来ないというような報告を受け、実状を視察してきますが、御代田町では100名以上出てきていただけるということには、女性と男性の割合はどのぐらいになっていますか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ちょっと正確な数字は今把握しておりませんが、やはり男性の参加は少なく、大体10%前後くらいかと思います。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） やはり体の体調がとても悪いというと、家から出られない、医者だけ通っちゃうというような現実があると思いますが、なるべく各地にサロンを立

ち上げて、充実させていくというような方法もとっておりますので、誘い合って、何とかその教室に出てくるような努力を、引き続きしていくことが重要だと思います。それについてまた、保健福祉課では計画を立てて、実施して、一人でも多い男性の高齢者、おじいさんを仲間に入れるような方法をしていっていただきたいと思っています。

母子家庭、御代田町では128世帯。22年度の資料ですが、児童196名。父子家庭が12世帯で児童22名というようなことですが、これについては、最近、がんや脳溢血、循環器系統の病気などで、若くして亡くなる人がいる一方で、御代田町では、一人親家庭になる原因が、8割が離婚であるというような数字もあります。そんな中で、幼い子どもたちを持っているお母さん、お父さんは、子どもの面倒を見なければならぬために十分な勤めに出られないというような現状があります。収入が制限されちゃって、子どもの面倒を見ていくというような現実では、生活が苦しくなります。また、退職した後、十分な年金もなくて、低所得者になっていってしまうというような現実も多くあります。

最近、低所得福祉については、最近のニュースでは、親族が扶養できるのに生活保護費をもらい続けていたというようなことが、大々的に取り上げられ、生活保護がなければ暮らせない人たちについても、審査を厳しくしていくような言葉も、その中で出ました。そういうことが、例があれば、本当に困っている人もいるわけで、その見極めは、また重要になってきています。こういう補助をしたり、助けていく中では、将来的には自立して自分で生活していければいいですが、この現状の不景気の中では厳しいと思います。

母子家庭、父子家庭などの一人親家庭や、低所得者福祉の充実は、どのように進めていますか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 母子家庭及び低所得者福祉の充実ということで、お答えをいたします。

まず、一人親家庭の事業からお答えいたします。

町で行っている一人親家庭を対象としている事業につきましては、まず、児童扶養手当、それから福祉医療費、医療費関係でございます。それから高校奨学特別奨学金、この3事業でございます。

このうち、町単独、独自な事業として行っているものでございますが、高校奨学特別補助事業で、高校生の子どもがいる一人親で所得税非課税世帯、低所得の世帯の方に対しまして、通学費に対して月額3,000円を補助するという、これが町独自の補助制度でございます。

それから児童扶養手当につきましては、18歳未満のお子さんがある一人親世帯に対し、所得とお子さんの数に応じて、支給しております。先ほど22年度の数字を調べていただきましたが、23年度におきましては、123世帯の一人親世帯に手当を支給しております。

全体では、町全体では137世帯、一人親世帯がございまして、14世帯につきましては、所得が多いため、非該当ということになっております。

例を申し上げます。2人のお子さんを扶養している家庭ですと、扶養親族の数により、所得制限は異なりますが、171万7,000円から412万5,000円の収入がある、年間収入がある家庭に対して、1カ月4万6,430円から1万4,780円が現在の制度で支給されております。支給額につきましては、国の基準に準じて給付をさせていただいているというところでございます。

この手当、古越日里議員もおっしゃいましたとおり、この手当の目的ですが、一人親家庭の生活の安定と自立、この両面を促進したいというものでございます。児童の福祉の向上を目的としており、多くの一人親家庭の生活の安定につながっていると思います。

また、自立した生活を営むことが重要との観点から、就職や転職の相談には福祉事務所や関係機関と町が連携いたしまして、積極的な支援を行っているというところでございます。ですので、体が弱いとか特別な事情がある方でない限りは、たいがいの一人親世帯の方、大体1年、一人親になってから1年のうちには職に就かれるというケースが多いというふう聞いております。

福祉医療費については、18歳未満のお子さんがある一人親世帯の中で、児童扶養手当に準拠した所得制限を設けて給付をしているというところでございます。ですので、医療費については、児童扶養手当と同じ基準で支給をさせていただいているというところでございます。

続きまして、生活保護者等に関する低所得者の福祉に関してでございます。

現在、さまざまな問題が報道等で取り上げられておりますが、当町でも例外では

ございません。毎日生活困窮者から生活相談を受けているところでございます。生活保護は、最後のセイフティーネットと位置づけられていることから、生活困窮者に対しては、一人親家庭と同様に、福祉事務所や関係機関と連携しまして、就労の支援、親族の支援他の法律を活用するなど、自立支援の方向性を優先して考えることとお勧めはしております。しかし、やむを得ない事情により、保護を受けざるを得ない状況の方が増加しており、今年度に入り、4月、5月、1件ずつ増加いたしまして、今現在、30世帯43人の方が生活保護費を受給しているという状況でございます。

生活保護の開始等の決定に関する権限につきましては、県の福祉事務所の管轄となっております。町の方で直接その支給決定をしているという状況ではないということも申し添えたいと思います。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） そういう手厚い保護の中で自立していく例が、また就職についても1年以内だというような、県福祉事務所と連携して、成果を上げているということは、いいことだと思います。

やはり、御代田町も佐久市との合併協議会から外れて、自立していく道を選んだ以上、それぞれ町民も出来る限りの自立を自ら努力していかなければならない、どうしてもそういうふうに弱者というか、立ち行かなくなった場合には行政が助けてあげる、生活、生きていくだけは保障してあげていくというようなことが、十分そういうところに目を配って、やっていければいいかなと思います。

児童福祉に入りますが、2011年の合計特殊出生率、女性が1人で一生のうちに生む子どもの人数ですが、1.39ということで、相変わらず少子化が続いております。子育てをするには、お金がかかりすぎるとか、保育とか勤めに出るときに順番待ちで、十分に思ったときに産休明けのときに保育してもらえなかったりというような現実がありまして、勤めたい人が勤められないというような現実があります。子育て支援センターや保育園の拡張など、充実が喫急の事柄ですが、児童福祉について充実させれば、生活を十分していくという面でも活路が見えていくと思います。児童福祉の充実については、どう推進していますか。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

御代田町の子育て支援サービスの充実については、次世代育成支援行動計画の「みよたっ子育成ひだまりプラン21」により、進められております。そこには、延長保育事業、休日保育、病児病後児保育、一時保育、特定保育、トワイライトステイ事業、地域子育て支援拠点ファミリーサポートセンターと、放課後児童の登録児童数の増、ショートステイの10項目の保育などのサービスの事業目標がございりますが、このうち、土曜日の延長保育の充実、児童クラブの土曜利用の開始、児童クラブの定数増には、具体的に取り組んできているところでございます。

更に、今年度から定住自立圏の協定により、佐久市と契約し、病児病後児保育事業を開始することとしております。また、ファミリーサポートセンターの実施に向け、社会福祉協議会と連携し、協力会員の養成研修事業を開始する予定でございす。

さて、「みよたっ子育成ひだまりプラン21」の実現に向け、町内の子育て支援組織を、町民の方々に、より便利に活用していただくため、子育てに関する支援機能を更に充実・集中化させたいと考えております。そのため、乳幼児から青少年期まで、一貫した子育て支援のできる施策としての子育て支援センターの設置に向け、子育て支援策、子育て支援センター建設検討会議を立ち上げ、昨年度から検討を開始いたしました。

昨年度は、各課で行われている子育て支援策について、現状の把握と分析を行い、総合的・体系的な子育て支援策を網羅した、子育てガイドブックの作成を進めてきたところでございます。

なお、本年度は、引き続き先進的な事例や取り組みについて事例調査を行うとともに、現有施設の活用や事業内容を十分精査し、より充実した機能が持てるように、関係機関と協議を進めてまいります。

子育て支援センター設置における方針につきましては、議会の皆さまにもお力をお借りしながら進めてまいりたいと思います。

なお、建設予定地につきましては、昨年度より役場庁舎のあり方についての検討が行われてきておりますので、役場庁舎整備検討委員会の状況を見ながら、総合的に検討をしてまいりたいと思います。

いずれにしましても、利用者の利便性や財政的な面も含めて、あらゆる角度から



検討を重ね、結論を出したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いする  
ものです。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 雪窓保育園などは、行ってみると大分広くて、定員も多いわけ  
ですが、やまゆり保育園は、敷地も狭く、定員が少なく、もっと増やしていくべきだ  
と思います。町の歴史から見て、いつでも南の方が多く進んで、北の方は遅れてい  
るという感情的な面を、私の方はずっと持っているわけで、やまゆり保育園、是非  
拡張して、そこら辺に拡張できる土地もあると思いますので、早急に検討をして、  
定員を増やすような努力を町はしてほしいと思いますが、それについてはいかがで  
しょうか。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

まず、北にあります『やまゆり』に特別にというようなことは町としては考えて  
おりません。これは当然ながら、等しく施策を行っている。なお、やまゆり保育  
園につきましては、確かに庭が若干後からのこともありますので、狭いようなこと  
もありますが、これにつきましては、当然、土地については個人の民地の話にも  
なっておりまして、それと今後の子どもたちの状況も見て、考えていかないとい  
けないということで、十分にこれからのことを考えた中で検討してまいりたいと思  
います。よろしく申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） 今後、だんだんと検討していただきたいと思います。

福祉ボランティア活動の推進については、賛同して協力していただけるボラン  
ティアの方々が大勢必要となります。保健福祉課と町の社会福祉協議会で同じよう  
な事業の内容もあります。行政同士の内部の話し合いや、調整が必要ですが、多く  
の町民の皆さまにも協力していただかないと進まないと思います。

社協では、ボランティアグループをつくって、各地区に、地区社協を組織して、  
配食サービス、ふれあいサロン、お話の会など、いろいろなことを草の根的に実施  
しているところであります。ボランティア活動の推進については、またボランティ  
ア点数制などの企画もあるようですが、そういう中で、町民と行政の協力について  
は、どのように進めていきますか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、社会福祉協議会のことに触れられましたので、そちらの方で管轄しております、ボランティア連絡協議会、この状況から申し上げます。

ボランティア連絡協議会に登録している団体、19の団体がございます。未登録の団体が10以上あり、社会福祉協議会を中心として、地区社協組織とともに地域に根ざした活発な活動に取り組んでいただいているというところでございます。地域の課題を受け止め、情報提供や福祉活動に接する機会を提供し、参加気運の醸成と活動推進を図る必要があるため、町として今行っているところは、主に財政支援というところでございます。社会福祉協議会に対する委託金の中に、ボランティア協議会の運転資金も入っているというところでございます。

町として最近発刊されました、議員さんの手元にも配付されたと思いますが、生涯学習基本構想というものがございます。こちらの方に明記されておりますが、現在、学校・家庭・地域・企業における連携がいっそう重視され、年齢層の枠を超えた支え合いが必要になっているというところでございます。こういった認識、十分に持っております。今後、ボランティア組織と行政の協力関係を強くしていくことが大切であるという基本姿勢を持っております。

ところで、保健福祉課の介護高齢係では、住民が主体となって、地域高齢者を支えていくシステムの構築に向けまして、そのリーダー的な存在となるサポーターの養成、こちらを平成21年度から開始しているところでございます。現在、約70名のサポーターが養成されてきているという状況でございます。現在、サポーターの皆さんが主体となって各地区のサロンを手伝い、寸劇の発表、それから昨年7月から、冬場は休んでおりますけれども、毎週日曜日の朝に龍神の杜公園で健康体操等を行って、介護予防の啓発に努めていただいているところでございます。住民の方が主体となって、高齢者の健康づくり、こちらを引っ張っていただいているという状況でございます。サポーター自らが地域の高齢者を見守っていくといった意識が芽生えてきておりまして、地域に密着した、住民による高齢者に対する福祉ボランティア活動が、徐々に推進されているのではないかとこのように感じているところでございます。

このほか、高齢者がボランティアに参加しやすく、継続しやすい環境をつくるこ

とで、ボランティア活動を通じた健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいの促進を目的として、今年度からボランティアポイント制度を導入します。現在、ボランティアをやっていらっしゃる方たち、非常に崇高なボランティア精神を持っていらっしゃいます。こういった精神を尊重できる制度設計を検討しております。秋ごろの試行的な実施に向けて、作業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 古越議員。

○7番（古越日里君） ボランティアということは、まず、自らが健康でなければ、そういうところに参加したり、お互いのために助け合っていくというような気持ちにはなれないと思います。3・11の大震災以来、絆だとか、人と人との繋がりということが見直されて、今、課長の答弁にありましたように、隣近所を見守り隊のような組織が、各地でできてきています。そういうことで、都会には多いといわれる孤独死が、田舎ではなかなかそういう人の関係が濃いために起こりにくい、異常があれば、隣近所の人が見つかる確率が高いということでは、とてもいいことだと思います。

また、ボランティアポイント制度ということで今検討中ということですが、これについても、無償でやるボランティアという人も中には大勢いると思いますが、その人たちの心情を大事にしながら、それに報酬的なものを加算していくというようなところの兼ね合いが、ちょっと難しいかと思いますが、ボランティアしている現場の方々に、よく聞きながら、しっかり検討を重ねてほしいと思います。

社協の中で、ボランティアグループが19団体登録され、登録していない中でも10以上の団体が動いているということでは、御代田町、とてもそういう組織の下地にあるものは大きいと思います。歩行の杖を使って歩く、マンロウの会というような形で、皆さん健康的に歩くグループも、活動を活発にしていますから、そういう人たちにもボランティアに十分理解を得ていただきながら、輪を広げていければ、一段と町民の健康で長生きできる人生に向けていかれると思います。社会福祉協議会と保健福祉課の協力というものは、車の両輪のごとく、上手に協力し、連絡をしながら進めていけば、御代田町も、町民が健康で人生を全うできるということについて、いい方向に行くと思います。

そういうことで、私も総務福祉文教という担当の中で、協力をしていきますので、

いっそうの計画樹立と実行に向けて、頑張っていたきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告1番、古越日里議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

（休 憩）

（午前11時05分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、東口重信議員の質問を許可いたします。

東口重信議員。

（6番 東口重信君 登壇）

○6番（東口重信君） 通告2番、議席番号6番の東口重信です。

2点についてお伺いしたいと思います。

先ほども同僚議員の質問の中にございしましたが、4月1日現在の県内の高齢化率、これは65歳以上の人口、県内では57万6,170人で、総人口215万人の27%という、過去最高を更新したようでございます。

我が御代田町では、昨年と同様に、県内2番目の低い数値で22.7%という数字が報告されております。いつだったか、副町長のお話によりますと、町の人口が1万5,000人を超えたと、こんなことをちょっと耳にしたんですが、現在の高齢者、これに換算しますと、3,400人という数字が出るんですが、この数値でよいのかどうかを伺います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

平成24年4月1日現在で、県の健康福祉部健康長寿課の公表した高齢化率、これが22.7%でございます。この根拠になっておりますのは、長野県の情報統計課が行います、毎月人口移動調査でございます。こちらの数字は、人口1万4,851人、65歳以上人口が3,360人という中で、計算された22.7%という数字でございます。東口議員が把握されている数字は、およそこれに該当す

ると。これを把握されたのではないかと思います。町の人口につきましては、町企画財政課が公表している平成22年度国勢調査の確定値に、4月分の移動状況を反映させた人口、こちらが1万5,019人で、副町長はこの数字を申し上げております。なお、住民基本台帳では、4月1日現在の人口は1万4,841人、65歳以上の人口が3,296人ということで、こちらの数字で計算いたしますと、高齢化率22.2%ということでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 通告していないのですが、この男女の割合はどうなっているのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） すみません、ちょっと男女の割合については調べておりません。これはちょっと後ほど調べさせていただきたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 先ほど、老人サロンなんかで、あるいは体操なんかで、男性が少ないというお話がございましたので、そういえば男女比はどうなのかなと思ったもので、ちょっと通告していなかったのですが、お聞きしました。

世界でも類のない速さで日本の高齢化が進み、現在、高齢者は全国で約2,900万人、高齢期の一番の不安は、健康であることは言を待たないわけですが、その足元で静かに、だが確実に増えておりますのが、認知症であります。

一昨年、地元の信毎が『笑顔のままで』というタイトルで認知症、長寿社会の一大キャンペーンをやったのは、記憶に新しいところでございます。この数カ月、特に再び新聞広告やテレビのコマーシャル、更には映画にも取り上げられてきているのは、ご存じでしょうか。町としてのこの認知症に対する知見を伺いたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

認知症に関しては、成人後期の病による、慢性の知能低下が起きる状態、物忘れ、徘徊などの問題行動を起こす。主な原因でございしますが、脳梗塞などの脳血管系の病気と、脳萎縮によるアルツハイマー病の2系統がある。こういった私どもが持っておりますのは、一般的な知識でございします。東口議員さんや精神科医のような専

門職並みの知識や知見は持ち合わせておりません。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） これまでもこちらで何回かご質問申し上げまして、知見がないというお話がございましたので、あえて町として認知症に対する知見を伺ったわけですから。

先日も新聞紙上で批判をしておりましたけれども、テレビのクイズ番組で、この10年間で患者数が増えている病気を選びなさいと、今テレビではそういうクイズ番組が流行っているというのでしょうか、流行しているようでございますけれども、そういう問題が出されておりました。

自閉症、これを1つの正答として出したわけですが、男性が頭を抱えて落ち込んでいる、こういうイラストを使い、本来、先天的な脳の機能障害とされている自閉症を、病気としてそのテレビクイズ番組では扱っておりました。このことにつきましても、一昨年、日本自閉症協会が共同広告機構を通じて自閉症は病気ではなく、障害ですというキャンペーンを続けて、新聞広告でも続きましたので、関心のある方はご存じだろうと思いますが、『自分で自閉症になったのではない、自閉症に生まれてきただけである』、こういうキャンペーン言葉が非常に刺激的な言葉でした。自閉症というのは病気ではなく、あるいは性格ではなく、障害であるということを知ってもらいたい、そして理解してもらいたいというのが、この日本自閉症協会の訴えでありました。

ちょっと引用が長くなりましたけれども、一般的に今も保健福祉課長からお話があったと思いますが、認知症の初期症状としてとらえられる物忘れは、単なる老化に伴っての物忘れとは違います。私自身も加齢が進んでまいりまして、ものをどこかに置いて忘れて、どこに置いたんだろう、もっと言うと、1分前のことがわからなくなることもあるわけですが、これは単なる老化で、私自身は認知症としては認識しておりません。判断力、理解力が衰え、時間、場所がわからなくなる、もっと言えば、人柄が変わる、不安感が強く、意欲が無くなるなどの、個人差はあっても共通した症状がこの認知症の症状でございます。

先ほどもございましたが、脳卒中や脳梗塞など、血管系の病気の後遺症の状態、約30%がそういう状態だそうでございます。また、最近では、アルツハイマー型による病というんでしょうか、認知症が増え、約50%を占めているという報告も

目にしております。脳血管系の疾患が原因の場合には、糖尿病や高脂血症、高血圧などの脳卒中や脳梗塞を再発させないための治療で、この認知症を進行することを抑えることができ、また、アルツハイマー型の場合にも、早期発見すれば薬による治療がその進行を抑えられるといわれております。国の推計では、その患者数は2002年、150万人であったのが、現在は200万人、30年後には385万人に達すると予測され、それは日本人の3人に1人が高齢者で、その9人に1人が認知症という時代が来るというのです。

先日、町の商工会の創立50周年記念式典で、町の伐採したサクラでつくったコカリナのすばらしい演奏をお聞かせいただきましたけれども、その司会進行をされておられましたピアニストの方が、そもそもこのコカリナを始めたのはボケ防止のためです、このグループはそういうことからこの演奏を始めましたと、こういうお話がございましたけれども、2004年には、それまで病名を痴呆症とか、先ほどのピアニストのように、呆けとかいわれておりましたけれども、そこには、偏見や差別、抵抗感があるので、認知症に改め、現在定着してきているようです。先の自閉症の原因に対する誤解と同様に、まだまだという感じがありますが、町はこの点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） ご指摘のとおり、認知症については、病気でございます。

正しい判断と適切な介護が必要でございます。誤解や偏見のない社会、地域づくりが重要であると、町としても認識しているところでございます。このため、今年3月ですけれども、『涙の操』という演歌、ご存じだと思いますが、殿さまキングスのメンバーの多田そうべいさん、お母さんの認知症介護をずっと続けてこられた方、こちらの方の講演会を開催いたしました。これについては、このところ、毎年開催しているという状況でございます。それから、介護サポーターの皆さんの自作自演によります認知症理解のための寸劇、こちらを昨年からは開始いたしました。地元の方たちが一生懸命やっておりますけれども、非常に笑いを誘えるような、楽しみながら認知症の方に対する接し方がわかる内容であるため、大変好評でございます。是非、東口議員にも観ていただきたいと思っております。

また、毎月100人を超える参加者のある介護予防教室でも、認知症を理解するための講座を設けるなど、町では認知症を正しく理解するための方策を手厚く講じ

ているところでございますし、小さいころからの認知症に対する知識が必要ということで、社会福祉協議会の方でも努力していただいております、小中学生に対する認知症講座等も開かれているというところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 今もございましたが、今年度も24回予定されております、介護予防教室でも、その内容の中に、認知症の予防が2回、予防のための音楽療法が6回と、認知症の言葉の入った講座が3分の1を占めております。薬物以外の療法として、こうした介護やリハビリテーションの効果が認められ、本人の立場を中心に考えるパーソンセンタードケアなどの工夫もあるようでございますが、この辺の受講者の理解はどんなものかと思いつつながら、先ほど課長からお話がありました先の先でしょうか、『議会だより』の町の町民の声の中で、この介護予防教室を担当でいらっしゃる方の声を出させていただきましたし、私自身もその寸劇も拝見いたしておりますが、参加者のいわゆる受講者のこの辺の理解はいかかなものでございましょうか、伺いたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ご覧になったかと思いますが、平成23年度介護予防教室に参加された方に対して、アンケートを実施しております。その中で、認知症予防、音楽療法に参加された方たちの感想といたしまして、大変勉強になった、習ったことを参考にして、自宅でも実践しているといった感想がございました。専門的な理解ができるころまでは難しいかもしれませんが、予防教室に参加された方については、認知症について一定の理解、及び偏見の解消ができているものと考えております。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 参加者の中で、現に病院等であなただねというふうに診断を受けて参加されている方、タイトルは予防教室ですから、あくまで認知症その方そのものではないんだろうと思うんですけれども、今アンケートということでございましたが、その辺がどの程度ご参加されている皆さん方、意識しながら日々の活動をしておられるのかということをお伺いして考えておりました。実際には把握しにくいのでしようけれども、御代田町内で介護保険を利用されている認知症を患う方は、何人ぐらいおいでになるのでしようか。あるいはまた、それらの方は、在宅



介護支援あるいは通所施設、宅老所などを含めた方と、あるいは入所施設支援利用者との割合はどのようになっておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

平成24年の5月現在で、要支援、要介護認定者数、町内におきまして451名でございます。そのうち、認定調査の結果、認知症自立度というものがございます。この自立度の2A以上の方が273人、ケアプランで認知症が加算請求できる認知症自立度3A以上が、174人となっております。このことから、要介護者のほとんどの方は、重度、軽度の差がございましたが、認知症の症状が表れているものと思われまます。

ちなみに、認知症高齢者の日常生活自立度について解説しておきます。

2Aという数字がございました。この2Aにつきましては、日常生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難さが見られても、だれかが注意していれば自立できる、たびたび道に迷う、買物や金銭管理など、それまでにできていたことにミスが目立つという状況でございます。

それから、3A。日常生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。着替え、食事、排泄がうまくできない。徘徊、失禁、火の不始末などの行為が目立つ状況を指しております。

それから、在宅介護と入所施設支援の割合でございます。

要介護認定者数451名のうち、在宅サービス利用者284名、施設サービス利用者167名で、在宅が63%、施設が37%の割合となっております。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 先ほどのお話で、高齢者が約3,300人おみえになるという数字を挙げていただきましたけれども、今のお話ですと、自立度だけでは難しいのでしょうかけれども、約400人近い方が認知症と言ってもいいだろうというようなお話だったと思うのですが、更に、63%が、在宅介護を受けておられるということのようですが、先の信毎の新聞報道でも、複数回答ではありますけれども、認知症介護を受けたい方は、配偶者を挙げておられて、男性では68%、女性でも45%、全体では56%が自分の配偶者の介護を受けたいと。それで、他人、他人といいますと、これは施設職員等あるいはホームヘルパーさん等いろいろな人が入るわけで

すけれども、男性がこれは約30%、女性は45.7%で、全体としては約38%の方がそういう他人でよろしいと。特に、子どもというのは、男性では33%、女性では39%、全体としては36%ぐらいが自分の子どもの介護を受けたいと。当然のこととして、全体としては先ほどお話がございましたが、現に御代田町がそのようすけれども、6割以上の方が在宅介護で今過ごしておられます。

しかし、現実は大変に厳しく、本人や家族の日頃接しているケアマネジャーは、認知症高齢者への虐待等がもしあったとしても、それを察知する機会が少なくありません。その新聞のアンケートでも、回答の半数以上の56%は、虐待や介護放棄を受けた人を担当していると、ケアマネジャーの方が答えているようすし、施設へ通ってこられる、いわゆるデイケア施設の職員も、利用者の30%に、3人に1人は、虐待の痕が見られると、こういうアンケート調査が新聞には報告されました。先ほどの数字から見ましても、特に加害者として息子あるいは夫による虐待が57%で、家庭介護は密室になり、就労世帯では仕事との両立ができなかったり、高齢の妻を高齢の夫が介護する老老介護が増え続け、男性介護者の41%は70歳以上、80歳以上の方も18%に上っているというデータが報告されておりました。

以前の一般質問でも確認いたしました。入所施設は待機者が多く、県内の在宅支援ケアマネジャーに認知症の人を担当するうえでの大きな悩みを2つまでお聞きしたところ、半数近い47%が、「症状の強い人の受け入れ施設が少ない」「施設が満杯で、緊急時に受け入れてもらえない」、これが39%と回答しております。「介護家族の精神面を支えられない」、これが39%、「家族の要望に応じきれない」21%で、自由記述では「見守りサービスがなく、同居家族がいれば生活援助も難しく、認知症専門デイケアサービスは費用も高く、生活困窮者は使えない」ともありました。こうした必要な支援がなかなか受けられない現実を、早く全体的に解決してもらいたいと思っております。

最近、町内の自治会加入全戸に、先ほども一部ございましたが、御代田町生涯学習基本構想で、ダイジェスト版にも書かれているようでございましたけれども、認知症の高齢者の介護者は、その負担の大きさから、不満やストレスを抱えて生活を送るケースが増えてきていると記載され、町としてもその認識に基づいた対策があるようすけれども、今後、どういう方針をお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 認知症に対するプラン等の方針について、お答えをしたいと思います。

現在、御代田町民を対象に、ケアプランの作成を行っているケアマネジャーが、町内には10名、近隣市町村に約20名おります。担当となったケアマネジャーは、認知症の高齢者が地域の見守りを必要とする徘徊などの問題行動で支援困難な事例については、担当地区の民生委員に担当者会議への出席を依頼しているということで、担当者会議において課題の共有を図り、関係者の間で連携した支援を進めているというところでございます。

また、定例で開催している児童民生委員会に、地域包括支援センターの職員が出席しまして、包括支援センターの活動状況の報告を通しまして、認知症高齢者の支援事例について、各地区の民生委員と連携を図っているという状況でございます。包括支援センターが事務局となって毎月開催している地域ケア会議には、児童民生委員会の副会長に出席してもらいまして、認知症高齢者の支援について連携を図っているということで、具体的な行動でございますが、認知症高齢者の徘徊対策、やはり認知症の方がいなくなってしまうということが、一番困ることでございます。この徘徊対策といたしまして、地域の見守り体制の確立が必要になっているということでございます。これについては、今年度、社会福祉協議会と町が共同で、地域の人たちにも協力してもらい、徘徊模擬訓練を実施していくということで、この地域の人たちでございますが、警察の方は当然のことでございます。そのほか、町内を広く回っておられる郵便局の方、あるいはガス業者の方、あるいは宅配業者の方、こういった、町内を広く日常回って仕事をしておられる方たちにも声をかけて、認知症に対する理解、それからいなくなった場合の対策等について、訓練を重ねていきたいというものでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 今、地域との連携についてというお話がございましたが、4、5日前の先ほどから挙げております地元新聞に、『認知症患者の情報を共有』という見出しで、東信地区の病院が厚生労働省の補助金を受けて、『あったか手帳』と名付けた小冊子をつくったようです。これは地域全体で認知症の方を支える仕組みをつくる、それを目指して専門医や福祉サービスにつなげるため、飯田市や駒ヶ根市でも同様に取り組みに既に取り組んでいるようでございます。認知症の可能性の

ある高齢者や、その家族が相談に訪れるのは、専門医の病院よりも、先ほどお話がございました、市町村の地域包括支援センターや、居宅支援事業者などが多いよう  
でございます。町の地域包括支援センター、今10名というお話がございましたが、  
そのパンフレットの中にも主任ケアマネジャー、保健師と社会福祉士の3人が、そ  
の職員がそれぞれ専門性を生かして、互いに連絡をとりながら、チームとして高齢  
者やその家族を支援しておりますというのが、パンフレットに書いてありましたけ  
れども、今もございました、高齢者の見守りは民生委員の主要な業務であるとい  
うことは、以前の一般質問でも、町の方からもございましたが、そのケアマネジャー  
との連携ということでございますけれども、実際に年間にどれぐらいの連絡会のよ  
うなものをお持ちになっているのか、また、今もございましたが、先の県会で、我  
が党の議員が、警察官との連携について質問し、平成23年度中に137件の認知  
症の方の行方不明事案があり、これは行方不明事案の10%、1割が認知症を患っ  
ている方であるという回答をしておられましたけれども、実際に警察官の認知症に  
対する知識、技能を高める研修とともに、地域のネットワークや関係者との連携を  
具体的に今進めているようでございますけれども、御代田町としては、今後、この  
辺の連携をどのようにお取り組みになるのか、伺います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

民生委員とのかかわりでございますけれども、かなり地域包括支援センターと  
のかかわり、濃いものがございます。民生児童委員会につきましては、毎月定例で開  
催しておりますが、そちらには包括支援センターの職員が毎月出席いたしまして、  
認知症の方あるいは高齢者福祉の問題等について、意見を提出し、また意見交換を  
させていただいているというところでございます。

それから、地域包括ケア会議、こちらの方にも民生委員の方にご出席いただいて、  
当町の認知症の高齢者の実態等について把握をしていただき、その対策についても  
ご協議いただいているというようなところもございます。

それからまた、老老世帯あるいは独居世帯、老人の独居世帯等の調査におきまし  
ては、民生委員の方たちのご協力をいただいて、実施しているという状況でござい  
ます。民生委員の皆さんの認知症高齢者に対する理解というのは、かなりの部分で  
深まっているものというふうに考えております。

それから、警察とのかかわりということでもございました。地域包括ケア会議に警察、御代田交番の方にも毎月ご出席をいただいて、状況を把握していただいているというところでもございます。特にまた、高齢者虐待の問題等もございますので、こういったところにつきましては、警察の方も交えて、ご相談をさせていただいて、解決に向けて努力しているというところでもございます。

あと、先ほど申し上げましたように、認知症高齢者の徘徊模擬訓練、こちらについては警察の御代田交番の全面的な協力をいただきながらまた進めて、地域のネットワーク構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 私がたまたま立ち話だったんですが、この5年間ぐらいで御代田町では、実際に認知症を患っていらっしゃる方のこうした行方不明捜査依頼というのは、何件ぐらいあったんでしょうねとお聞きしましたら、たまたま前年度は2件、その前は0、その前が2件、その前が0、それ以前はちょっとわからないね、なんていうようなお答えをいただいておりますけれども、平均すれば、年に1件ぐらい、こんなのは平均する数ではないのですが、そういう事案もあるようでございますので、是非、その辺のネットワークを今後とも緊密にしていきたいと思えます。

それでは、2点目について、お伺いいたします。

緊急時連絡カード等の発行について、伺いたいと思います。

東日本大震災に続き、竜巻などの自然災害が続き、また、通学途中の児童への自動車事故、あるいは体がぶつかったと、行きずりの刃物による殺傷事件、昨日などは、大阪の心斎橋で、死刑になりたいからといって、全然他人の方を2人ほど刃物で刺し殺すというような事件が起きているようでございますけれども、こうした事件が絶えません。こうしたときの対応で、まず必要なことは、身元確認なり医療的な対応です。首都圏直下地震等の自然災害への対応として、例えば、震災から自分や家族を守るため、普段から備えておこうと、防災グッズの売り切れがあちらこちらの店で続いているようです。防災ブックレットを配布し、防災減災に普段から、自助が基本で、それに共助、公助の組み合わせで、その連携が基本となり、とりわけ、自動能力の強化を我が党では訴えておりますけれども、例えば、地震発生後3日間、72時間は、自助で避難生活を過ごす心構えと物質の用意が必要とされてお

ります。そして、二次災害の火災や交通パニック、停電、上下水道の機能停止への対応も万全にし、震災時の避難場所の家族相互の確認、非常用品の置場、風呂の水を張っておくなども、その備えの1つかと思います。

その中でも、特に必要なのが、災害時安心シートあるいは緊急連絡カードであります。これは、自宅内や外出時に、病気や怪我で倒れた場合でも、あるいは震災など救急時に備えつけるもので、自分の最低限度の救急情報を、駆けつけた救急隊等に提供することを目的としております。内容は、自身の氏名や年齢、性別、血液型、そして住所や電話番号、持病やアレルギー、掛かりつけの病院やその担当医、服薬中の薬、自宅以外の緊急連絡先などが記入されているシートを言っております。もちろん、この内容の多くは個人情報ですので、本人の同意が必要ですし、そうしたことの紛失の防止にも努め、自分自身の判断と仕切りにおいて、これは携帯するものでございます。私の身近の心臓病の持病のある方は、随分以前からその旨を書いた紙とニトログリセリンを財布の中に密かに入れておられるそうですけれども、いざというときのためだというふうにおっしゃっております。私の知る限りでは、既に長野市、お隣の小諸市、長和町、佐久穂町では、このカードを町、市として発行し、各個人に配布しているということで、特に長野市の場合には、プラスチックのケースに入れて、名刺大というのでしょうか、免許証大というのでしょうか、そういう形で、全市民を対象に発行されています。

こういった点について、御代田町ではどのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それではお答えをいたします。

先ほど、東口議員おっしゃられますように、地震あるいは自然災害、病気や怪我など緊急時の本人の確認の1つの方法として、議員おっしゃられるシートあるいはカード、こういったものがあるかと思えます。

この例内については、2種類あると思うわけですが、まず、1つ目として、現在も市販されておりますところの緊急時安心キット、こういったものがあるようであります。主に、高齢者宅に配布をし、あらかじめ掛かりつけ医療機関の情報、あるいは医療情報をシートに記入してもらったうえで、そのシートを玄関の扉に張り付

けたり、あるいは冷蔵庫の中に保管をしておくことで、何か起きた場合に高齢者宅を訪れた救急隊員等に見ていただき、その情報を活用していただくというものであります。

それからもう1つは、文字どおり、議員もおっしゃられる緊急時連絡カードと呼ばれるもので、財布や鞆の中に携行していただくことで、外出時の不慮の事故や、あるいは発作、それから災害等起きた場合に、救急隊員や医療機関の方に必要な情報を提供するとともに、ご家族の方などの連絡先を知らせる手段として活用していただくというものであります。

前者の緊急時安心キットの配布、この近隣では、私どもでもちょっと確認したところ、佐久穂町、あるいは東御市、長和町で、高齢者を対象に取り組みを行っているようでございます。

当町では地域包括支援センターで既に緊急通報サービスを行っているという状況もございます。また、独居老人や高齢者世帯の名簿の作成など、高齢者サービス、それから防災対応としても手厚く行っている状況というふうにとらえておりますので、緊急時安心キット、この配布の取り組みについては、現時点では必要はないというふうに考えているところでございます。

それから、後者の、緊急時連絡カード、これにつきましては、東口議員がおっしゃられますとおり、近隣では長野市が平成22年度より導入されているようです。内容は、高齢者といった年齢を問わず、希望する住民にカードとカードを入れるケース、先ほどおっしゃられましたとおり、お渡しをして、本人がカードに、氏名、住所、それから持病ですとかアレルギー、あるいは連絡先、また掛かりつけの医療機関などをあらかじめ記入していただいたうえで、携行していただくというものであります。長野市では、導入当初、平成22年度ですが、このカードを1万枚印刷したようです。それから、昨年のご存じのように3・11、東日本大震災の影響もあり、希望する方がかなり増え、導入から現在までに約2万枚を超える数のカードを発行しているということのようです。長野市では、2万枚以上のカードを発行しているということではありますけれども、これはあくまでも希望者に対して発行しているということと、各種団体が会議等を開いた際に、その出席者に対して配りたいというようなことで、一度に大量のカードを持っていくこともあるということのようであります。実際にどれぐらいの人にカードが行き渡っているのかと

いったこと、それから正確な数を把握していないというようなこともありますし、果たしてその配布したカードが実際に携行され、それが活用されていたということを確認する具体的な手段がないというような中で、利用実績も把握できないということの中で、仮に導入した場合の効果という点で、今のところ明確ではないというようなことも伺っているところであります。

また、インターネットの方でもちょっと検索をしてみたわけですが、県内では先ほど申しましたところ以外にはないようですが、全国的には幅広い範囲の自治体で導入されているようではあります。具体的に何自治体が導入されているかというところまでの数字は、把握できておりませんが、このカードの発行を対象に、高齢者に限ったものから、長野市のように希望される方すべてというように、対象範囲もさまざまであります。導入している自治体の担当部署は、ほとんどが高齢福祉の担当部署で行っているというようなこと、それからカードの発行の対象範囲も含めた中で、何らかのその理由ですか、導入の経過、そういったものもあると思われま。そういった、それらの理由あるいは利用実績などを調べたうえで、当町として導入するかどうか、個人情報でもありますので、今後も検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

東口議員が提案されます、御代田町での導入はどうかということでもありますけれども、現時点ではすぐに導入ということは考えていない状況であります。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 先ほども申し上げましたが、もう既に小諸市でもこれは実施されているようでございますので、ま、あまりよそがやっているから、町もやれというわけではないのですが、いつ浅間山が、何か富士山の方も爆発するかも、噴火するかもしれないというようなことから含めまして、本人確認という意味からも、是非、今後ともこの緊急カード発行について、ご検討いただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告2番、東口重信議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。



(午前 11時46分)

(休憩)

(午後 1時30分)

- 議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。  
場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。  
小山保健福祉課長から、答弁を求められておりますので、これを許可いたします。  
小山保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

- 保健福祉課長(小山岳夫君) 先ほど、東口議員から質問のありました、御代田町の人口の男女比でございます。

一応参考になればということですので、住基上の数字を申し上げます。

1万4,841人、4月1日現在の数字でございますが、男が7,447人、女が7,394人、割合でいきますと、50.2%が男性、49.8%が女性ということで、若干男性が上回っておりますが、ほぼ半分半分。これが65歳以上になりますと、全体で3,296人。男性、1,433人。女性、1,863人ということで、男性の割合が43.5%、女性が56.5%、女性の方が多くなっているという状況が見て取れます。以上でございます。

- 議長(内堀恵人君) 通告3番、笹沢 武議員の質問を許可いたします。

笹沢 武議員。

(13番 笹沢 武君 登壇)

- 13番(笹沢 武君) 通告3番、議席番号13番、笹沢 武でございます。

今回の一般質問は、1件にしぼって質問をさせていただきます。前向きの回答を期待するものでございます。

まず、御代田町環境保全条例施行規則開発指導要綱の見直しについて、お尋ねいたします。

御代田町環境保全条例施行規則開発指導要綱では、開発地の計画総合面積が1,000平米以上となるものについて、届出が必要で、区画面積を規制しております。長野県及び近隣市町村では、計画総合面積は3,000平米以上でございます。したがって、近隣市町村並みに計画総合面積を緩和すべきと思いますが、その考え方をお尋ねいたします。

なお、町環境保全条例は、平成元年3月31日、指導要綱は平成2年3月31日に制定されて以来、平成9年と16年に若干の一部改正はされましたが、現在に至っているのが現状でございます。この制定時期は、バブル経済の絶頂期であり、その資金が土地価格の異常な上昇や、乱開発を抑制するために制定されたものであったはずでございます。それも踏まえて、町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

御代田町環境保全条例、それから施行規則、開発指導要綱の関係でございますが、これにつきましては、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、住民の健康で快適な生活を確保するための必要事項を規定し、住みよい郷土の実現を期することを目的といたしまして、笹沢議員おっしゃるとおり、平成元年の6月に全面施行いたしました。また、この環境保全条例を、より具体化するために、御代田町の開発指導要綱を平成2年4月より施行しております。時代はまさに笹沢議員おっしゃるとおり、バブル景気の只中でありまして、日本全体が開発される中、御代田町におきましても、数多くの3,000平方メートル以下のミニ開発や、西軽井沢地区における大規模な40階建てマンションの建設が計画された時期でございます。

このような状況の下で、地域の環境政策の最前線を担う町といたしましては、1,000平方メートル以上となる開発の届出を義務付けました。先ほど申し上げました条例の目的達成と、持続可能な御代田町であり続けることを目指してでございます。以来24年、住民、事業者の皆さまのご協力の下、環境保全条例が順守され、秩序ある開発がされる中で、御代田町の自然環境、生活環境が良好に保たれているものと考えております。

平成22年には、人口減少社会に突入しましてから、初めての国勢調査が実施されました。近隣では、軽井沢町以外、県内でもほとんどの市町村が軒並み人口減少する中で、御代田町は1万4,738人と、平成17年前回の1万4,124人から、4.4%の増加となり、現在も人口は増加を続けてきております。その要因といたしましては、住環境の良さから御代田町に住宅を建築し、定住する方の増加によるものも1つの要因と考えることができます。平成21年度に実施しました、第

4次長期振興計画後期計画の策定のためのアンケート調査におきましては、おおよそ8割の方から、住環境と自然環境について一定の評価をいただきました。

また、土地利用計画第2次御代田町計画の策定のためのアンケート調査におきましても、町全体の土地利用の将来の方向性といたしまして、自然や住環境の保全と、地域を限定したバランスの良い開発が、多くの方に求められていることが伺える、自由意見欄におきましても、住環境の良さについての意見を多くいただいているところでございます。

加えまして、届出の窓口でございます。建設課によりますと、本条例は住民の皆さまにも十分に浸透してきていて、自然環境に恵まれた当町の環境保全に関する住民意識は、年々高揚が図られてきております。住民の皆さまから見ると、1,000平米という面積は、広いというふうに認識されていると思われ、自宅周辺の土地に当該開発の動きがありますと、建設課に来庁、あるいは電話などによる問い合わせが多く寄せられ、開発行為の届出がなされておりますと、これらの問い合わせに対して、即時に開発の概要について回答することができ、住民の皆さまの安心にも大きく貢献している状況となっているとこのことでございます。

開発行為の届出の要件につきましては、軽井沢の不動産協会、御代田と軽井沢で構成される不動産協会からも、1,000平米以上から近隣の市町と足並みを揃え、3,000平米以上へ緩和するよう、陳情が提出されているところではございますが、残念ながら、現在におきましても毎年数件の是正指導案件、要するに、こうしてくださいと、開発をする際にこうしてくださいという、町からは指導をしなければならない案件が、毎年数件あるという状況でございます。近隣市町村には近隣市町村の実状に合った独自の開発制限がございますし、当町には当町の現状がございます。

本条例制定当時のように、懸念事項が多発するという事態は改善されてはきているようではございますけれども、当町の良好な景観保全、開発行為地の周辺にお住まいの皆さまの安心を担保するためには、ご質問のように、足並みを揃えるために面積を緩和することは、時期尚早であろうと考えております。

このようなことからしまして、町では、今後におきましても御代田町環境保全条例を順守し、近隣より少ない1,000平米以上という面積での届出によりまして、自然環境、生活環境の保全に努め、住み続けたい町、住んでみたい町を目指してま

いりたいと、こんなふうを考えておりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、開発行為の届出に関しましては、現在、単なる土地の分筆につきましても、宅地の造成や分譲といったものと同様に、届出の際には、多くの添付書類の提出をいただいている状況でございます。単なる土地の分筆につきましても、宅地造成、分譲等とは区別し、一部添付書類の省略など、手続の簡素化も検討しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 今、課長から答弁いただきましたけれども、おっしゃることはよくわかるんですけれども、近隣市町、小諸、佐久、軽井沢が3,000平米に許可しているのに、御代田町が1,000平米にこだわる必要が、私にはどうも理解できない。環境保全だとか諸々の問題を保持するというお話がありましたけれども、それはそれで、もちろん、そうやっていかなきゃいけないと思いますけれども、例えば、今1,000平米になっていますけれども、例えば中心市街地は1,000平米のままでいくと。山間地については、少し許可を増やして、3,000にするとか、そういう考え方ができないのかどうか。

それからもう1つは、私は近隣市町と足並みを揃えていただきたいというふうにお願いをしているわけですが、もし、近隣市町と足並みが揃えられないというならば、それなら、2,000平米で区切ることが可能であるかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

今のご質問、2点あったかと思うのですが、中心市街地とそれから周辺地域の山間部ということで、区切れないかということですが、エンドユーザーに対しては、最終的に1,000平米を、町が1,000平米以上の開発をということにつきましても、もともと最終的に宅地の開発であれば、最後にお住まいになられる方がいらっしゃるわけで、その方々に快適な住環境を提供するためには、やはり開発に伴う規制、要するには雨水の処理であるとか、そういったことで最後にお使いになる方が不自由をするような状況では困るという状況の中で、全町画一的な考え方で進めたいというふうを考えておりますし、今まで1,000平米でやってき

たものを、2,000平米に緩和する理由というものが、ないと思うのです。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、いまだに1,000平米を超える開発であっても、是正案件、要するに、ここはこういうふうに直してくださいよという、町がお願いをする、お願いをして改善をしていただく案件があるということは、これを3,000平米にしたら、その部分については改善が図られないまま仕事が進むというふうに私は考えます。ですから、今のままの1,000平米の状況でご理解を賜りたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） それは3,000でも1,000でも同じだと思いますよ、そういうその論法で言うならば。是正案件というのは、その1,000平米から3,000平米になったって、そんなに増えるものでもなし、減るものでもないと思いますし、ま、減るということはないでしょうけれども。そういうことはあまりこだわる必要はないと思うんですよね。ただ、現在は、経済が非常にデフレ状況が脱却できないでいるわけですね。結局、景気低迷が続いている現況の中で、土地の有効活用促進の規制は、どうしても見直す必要があるというふうに私は考えております。バブル経済崩壊後、若干の経済の上昇は見られたんですけども、2009年でしたですかね、リーマンショック以来、また景気が低迷して、まだ底を、景気の低迷から脱却できていない現状でございますので、少しその辺を緩和する必要がある、私はあるというふうに思いますが、どうしてその1,000平米にこだわるのか、その私は根拠がわからない。ま、日本、世界、グローバル化が進む中において、御代田町だけが1,000平米にこだわる必要は何もないと思うんですけどね。その辺がどうも私には理解できないのですが、ま、同じ質問をしても、答弁は同じ答弁が返ってくると思いますので、答弁は結構ですけども、私どもとすれば、町側に対して新たな課題ができたというふうに思っておりますが、今後、この課題について、どういうふうに私どもが町側の考え方を質していくのか、1つの問題が生じたような気がしておりますけれども。

1,000平米から2,000平米に変えるということができない根拠は、根拠について教えてください。もう一度。3,000がだめなら、2,000でどうしてもできないのか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 1,000平米を2,000平米というお話でございますが、先ほども申しましたように、1,000平米を超えるものから届出をいただいている、3,000平米を超えるものは、当然、県の開発行為にかかってきますので、町独自で1,000平米以上の開発行為に関して届出をお願いしているわけです。ですが、そのものについては、先ほども申し上げました、是正案件が、開発行為の届出が必要ないとなれば、そのままの開発が行われるわけですよ。そういったことを防ぐために、1,000平米で従来どおりお願いをしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 先ほども答弁者、課長、おっしゃいましたけれども、是正案件とはどういうものがありますか。お答えください。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

個々、具体的に申し上げますと、開発行為者等の名誉等にもかかわることになってまいりますので、概略的なことで申し上げさせていただきますと、町のその当初の申請と違った計画で、計画どおりの工事の進捗状況が見て取れないというもので、途中で中止していただいて、計画どおり進めてくださいという是正、あるいは、計画どおり進められないということであれば、計画変更の届出を出していただきたいというお願いを申し上げて、是正をしていただいているというものが、現状で抱えている問題点としては2件ございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 結局、その届出に対する計画違反ということでよろしいですか。そういうものが散見する、さっき、数件見受けられるという話がありましたけれども、その毎回、毎年、そういうものが散見されるというふうに判断してよろしいですか。それは町側からそういうものを是正するように依頼して、直して、当然直ってくるわけですよ。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） 町側のそういった是正の指導に関しましては、業者の皆さんも応じていただいて、そのまま放置されているという案件につきましては、現在の

ところ、ございません。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） この問題は、今始まったばかりではなくて、もう数年前から、どうも御代田町はおかしいんじゃないかと、課長の答弁はわかりましたからいいんですけれども、どうも近隣市町との足並みを揃えられないということが、おかしいんじゃないかというふうな声が非常に聞かれていますよね。だから、私は是非、今後の対応ですけれども、近隣市町と足並みが揃えられるような開発行為の範囲に、是非広げていただきたいというふうに希望をいたしたいと思います。軽井沢や小諸がやっているものを、御代田だけいつまでもその1,000平米にこだわる必要は、何もないと私は考えます。ま、それは軽井沢も小諸も同じような、御代田町と同じようなその計画違反というようなものに対する是正はあると思いますけれども、それはどのぐらい広げても同じだと思うんですよね。それとやはり、土地の所有者に対して、本当に1,000平米で区切っているのかどうか、非常に疑問に感じますね。そういうその絞り方で法律に違反しないのかどうか。その辺もちょっと考えられるところがございますけれども、その辺は私どももう少し勉強をしてみたいと思いますけれども。

今日の、さっきの課長の答弁の中では、一応、今のところ、開発行為の範囲を広げる気はないと。どういう要素が重なっても、あっても、今のところは変更する気はないと、そういうことでございますか。それに変更ございませんね。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 非常に難しいお話をいただいたんですが、どういうことがあってもという仮定の話は、ここで答弁する状況にないかと思いますが、当面は先ほどの答弁で申しましたように、住みよい、住み続けたい町、住んでみたい町というものを、町長も掲げて事業を進めておりますので、現在の規制の内容でご理解を賜りたいと、こんなふうに考えております。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 考え方は、全然その、今日の質問の答弁に対しては、考え方を変わる気持ちがないというふうに理解をいたしました。それでよろしいですね。いいです、立って答弁はいらないですけれども。そういうことでよろしいですね。わかりました。

私としては、1つ、いろいろな課題をいただきましたので、その課題に対して、私どもも勉強し直して、また新たに質問をさせてもらうかもしれませんけれども、以上をもって一般質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告3番、笹沢 武議員の通告のすべてを終了いたします。

通告4番、池田健一郎議員の質問を許可いたします。

池田健一郎議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 通告4番、議席番号5番、池田健一郎です。

私は、今回、要介護者の増加に対して、町の今後の対応についてと、公共施設の有効活用について、町の考え方を問うていきたいと思えます。

まず、質問に入る前に、大変福祉活動をご熱心に支えておられました、三笠宮、髭の殿下と呼ばれておられました殿下のご逝去に対し、心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

私の質問に先立ち、午前中から同僚議員から大変福祉の関係、特に介護関係の質問が出されておまして、私の聞きたいところ、その辺が大分かぶってしまっているところがあると思えますけれども、私なりに整理して質問していきたいと思えます。

まず、我が国においては、いわゆる戦後のベビーブームによる団塊の世代といわれます人たちが、65歳以上の年齢に達して、超高齢社会に向かっているのが現状です。国においても、諸策が講じられてきておりますけれども、当町においてもまたこれは例外ではなく、近い将来、今より更に深刻な時代になっていくことが予想されます。

町の23年11月現在の65歳以上の人口では、3,241人で、高齢化率が21.8%、これは我々が持っています議員ノートに書いてある数字です。これが現状の数字ですが、今後、この5期の3年間、どのようにこの数字が変化していくように予想されているのか、この辺のところをお聞きしたいと思っています。

20年度は439名、21年度が440名、22年度が414名で、この23年度は、先ほど課長の方から451名でしたか、というようなお話がありましたけれども、これが今5期の間に、どんなふうに推移していくのか、その数字をどんなふ



うに把握しておられるか、お聞きしたいなと思います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） では、お答えをいたします。

先ほど申しあげましたように、平成24年4月1日現在の住民基本台帳上の集計で、65歳以上の高齢者の方3,296名でございます。そのうちの要介護者数でございますが、東口議員のご質問のときに、5月集計の数字で申しあげたのが、451名。ちょっと今回、その内訳についてもお話ししたいと思いますので、数字が把握されております24年4月現在、4月の集計の数字を申しあげますと、8名少なくて443名でございます。そのうちの介護度の区分でございますけれども、要支援1の方が33名、要支援2の方が33名、要介護1の方が75名、要介護2の方が97名、要介護3の方が70名、要介護4の方が61名、要介護5の方が74名でございます。

さて、5年ほどの3項目の推移でございますけれども、65歳以上の高齢者で約200名、10.3%上昇しております。要介護者につきましては約20人、4.2%の上昇ということでございます。介護度で見ますと、要介護者数に大幅な変化は見られない状況でございますが、介護度の高い方が増えておりまして、若干ではあります、重度化が進んでいると考えられます。この重度化が進んでいるということについては、平均寿命の伸び、長寿化とも連動していることかと思えます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 3月に発表された5期の介護保険料基準額が、御代田町では4,640円に設定されました。率にすると、4.5%の上げ幅で決定されたわけでありまして。介護保険を運営する県内の60保険者と3広域組合の17市町村の77市町村の中では、松本市が一番高く、5,439円。県内のトップであります。当町は高い方から数えても54番目であって、下げ幅でも低い方から4番目でありました。一時は、県内のトップクラスの高い位置にあった介護保険料が、関係者及びその前任者の皆さんの努力で、こうした数字が出てきているように感じ、大変評価できるものだと思っております。介護保険料金が4,640円に設定された根拠について、お尋ねしています。

それから、23年度の決算では、総額8億9,100万円ほど、歳入の中で、国・国の補助交付金が5億8,600万円ほど、およそ66%がこの交付金だとか、県補助、こういったものに頼っているわけです。また、一般会計からは、1億2,600万円ほど投入されているわけです。今後、この国・国、こういったところからの助成金が大幅な減額が出てくると、たちどころに当会計は赤字に陥ってしまうことが考えられます。また、第6期3年間において、どのように考えておられるのか。つまり、この3年間の後の3年間、これについてお聞きします。

3月議会では、基金の取り崩しはしないということで、現在どのぐらいの基金の保有をされているのか、この点、2点についてお尋ねします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、第5期の保険料、4,640円ということで、3月の議会において議決をいただきました。決定させていただきました。この根拠でございますけれども、平成21年度から23年度まで、第4期の介護に要する給付実績、介護サービスの給付費については、横ばいの状況でございました。しかし、平成24年度から平成26年度までの第5期におきましては、団塊の世代が65歳に到達し始める段階に入っております。高齢者人口の増加に伴う認定者数の増加、要介護に入る人たちの増加が予想されるという状況でございます。このため、第5期の給付費については、1年間に10%上昇するという見込で見込んでおります。この給付費に65歳以上の方の負担分21%を乗じた金額を、65歳以上の人口の推計値で割り返した金額が、4,640円ということになりました。ご指摘のとおり、県内でも低い上げ幅、200円という上げ幅で収めることができたということでございます。

さて、こういった中で、国・県の補助金が減らされると、忽ち介護保険会計が破綻してしまうのではないかとのご心配のご質問でございますが、第6期まで継続した形で、やはり考えているということをおし上げたいと思います。

国・県の補助金の基準となりますのが、介護給付費でございます。補助金が減るということは、給付費も同様に減るといえることが言えます。ただ、給付費が大幅に増えていった場合、国・県の補助金で不足分を補うことは困難であるというふうにご考えております。このような事態も勘案いたしまして、給付費の推計に努めているところでございます。どのくらい今後伸びていくのかということでございます。こ

ういった中で、約10%、第6期においては伸びるのではないかという予想を立てたわけでございます。第6期では、団塊の世代といわれる方たちすべてが65歳以上になることから、保険料の大幅な伸び、これが予想できるわけでございます。

今回の第5期保険料の設定で、町の皆さまには基準額で200円の負担増、値上げをお願いしたわけでございますが、ここ数年並み、第5期における給付費、これをもし維持できていった場合、この200円というアップ額が基金への積立も可能になってくるのではないかというふうに考えているわけでございます。何とかその給付費の伸び、必要なサービスは必要なサービスとして当然実施してまいりますけれども、介護予防事業等を行って、給付費を維持していく、このスタンスでございます。

積立基金ができた場合、第6期保険料の伸びを少しでも緩和できるのではないかというふうに考えて、いま努力しているところでございます。

基金の積立額でございますが、平成24年5月末現在で1,013万円という状況でございます。今回、基金の積立を取り崩さないで保険料を維持した市町村は、南牧村だけ、佐久管内では南牧村だけでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） こうした給付率の伸びというのが、今後非常に大きな問題になってくるということなので、これからその給付率の伸びを抑える、ま、抑えるというのは、ちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、給付率をできるだけ小さくしていく対策、こういったことについてもまた質問していきたいと思っております。

今回、保険料の引き上げで、県内最高額が、先ほど話しました松本市の5,439円で、率にしますと、19.8%のアップになっています。この改定で、最低というか最小は、信濃町で3,540円。上げ幅は0。当御代田町は、松本市よりも799円安くて、信濃町よりも1,100円高い介護保険料がこの御代田町の実態です。

さて、この2団体を検証して、当町との違い、また特筆するようなことがあるのか、こういったものを検証して、今後の介護行政に参考になる点などはないものかどうか、お聞きします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ほかの市町村の保険料、これの研究ということでございます。

当町と同様に、保険料については他市町村も算出しているわけですが、この費用の保険料の算定する資料の中には、施設整備の計画や、諸事情を加味しているものがございます。すべてを検証することは難しいのではないかと考えております。ただ、保険料に大きな影響を与えるものは、平成24年度から26年度の給付費が最も大きな要因となってきます。その前の段階も当然のことでございます。他市町村の給付費について、これは検証を加えて、当町に取り入れるべきところは取り入れてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、本年5月に県内保険料最高額の松本市の担当職員と白板地区の民生委員の皆さまが当町の介護予防施策の勉強をしたいということで研修に来られました。今後とも、より多くの自治体に視察に来てもらえるような、良い施策、見本となるような施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

今回、当町では、保険料のアップ率を県内でも低く抑えることができましたが、当然、これに安心することなく、県内も含めて予防施策、介護サービスの良いところを取り入れ、適正な介護保険施策を展開していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいっそうお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 全く、今の課長のご発言のとおりです。御代田町が決して他に後れているというような状況ではないということは、我々理解しています。

次に、町と社協で行っている介護対策活動事業は、大変評価できるものですが、地域包括ケア推進のための事業で、介護予防活動、介護サポーター養成活動、介護ボランティア活動等々、町の人たちの理解を得て、町の人たちを巻き込んだ活動が、各団体、グループで、法被だとかTシャツなどを作って、熱心に対応をしておられて、大変頭の下がる思いです。私たちもこの委員会で、いち早くサロンづくりに取り組みました伊豆の国市だとか南足柄市等を見学してきました。当町においても、社協によってこれからサロンづくりなどが活発に始められるということですが、他の市町村と比べて、勝るとも劣らない活動が実施されております。先ほどもちょっと東口議員の方からも話がありましたけれども、町の保健福祉課で行っている事業と社協で行っている事業で、かぶっているところはないのか、この一体化をすることで、事業展開あるいはその効果が更に上がるものではないかとい

うことについて、問い合わせがあり、町では事業計画を立てて、社協ではそれに沿って実施をしていくものであるというような回答であったというように理解していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

社協と町の活動がかぶっているところがないかというところでございます。

基本的には、計画を町でつくって、社協、社会福祉協議会で実行していく、この状況でございますけれども、若干検証しなければならない点もございます。そういった中で、今年度から町と社会福祉協議会の共同で、サロンの拠点整備と徘徊模擬訓練、高齢者のネットワークの構築を行ってまいるということになっております。町と社協が役割分担を明確にして、共同で行う、地域に密着した介護施策、今年度から本格的に始まるという状況になっております。これに連動いたしまして、現在、重複して実施している事業があるかないか、こういったところの検証も始めており、町と社協が共同で事業を整理している段階でございます。今後は、お互い協力し合うところは共同し、いっそう共同し、また、役割を果たすところはそれぞれ分担し、責任を果たして、事業の効率化を図り、事業効果の拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 先に、社協の総会に出席させてもらって、社協の活動の広さに実際驚きました。よくやっただいているなというふうなことを感じましたが、次に、県内で約8,000人を上回るという施設サービス所の入所待機者がいるといわれております。当町においても、施設サービスとして、豊昇園、きらく苑、やまゆり園だとか、広域で運営する佐久良荘等があります。また、社協で運営するハートピア、きくちゃん家、のぞみが丘、たっちゃん家などの宅老施設がありますが、これも議員ノートであった数字ですけれども、22年度の実績では、要介護者及び要支援者が414名、そのうち在宅介護者が311名というふうになっておりました。これは引き算すると、33%の方が施設サービスを受けていらっしゃるということです。この施設サービスを23年度はどのような数字になっていますかということ、先ほどは施設サービスの37%というような説明がありましたけれども、今町における、寝たきり、あるいはそれに近いお年寄りの入所希望者、いわゆる待

機状況は、どんな内容になっているのか、お聞きします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ちょっと寝たきりの方に限定されるかどうかはともかくといたしまして、特別養護老人ホームの待機者としては、59名いらっしゃいます。ただ、こういった方たち、将来に備えて特養の希望をされている方たちもいらっしゃいますので、59名すべてが寝たきりというわけではないと思います。いずれにしても、特別養護老人ホームについては、やはり順番待ちというところがございますが、空きの状況ができたところで、緊急度の高い、要介護4、5の方たちについては、比較的優先的に、判定委員会を開いて入所できるというような状況になっているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 今説明がありましたけれども、要するに、在宅介護されている中で、施設介護を希望する方々が結構多いというのが現状です。実際にこれから65歳を過ぎた、我々と同年代の人たちが、こうした介護をしていくようなことが実態でありまして、老老介護というのが、介護者が、今まで介護者であった人たちが要介護者になっていくスピードを早めてしまう可能性がある、こんなふうに思います。いわゆる俗に言う共倒れというようなことになってしまうのではないかと、こうした実態を避けるために、在宅介護の皆さんの負担を軽くするために、入所待機者を受け入れるための施設整備やベッド数の確保などをする必要があると思いますが、町の考え方をお聞きします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 今のところ、既存の施設を利用して、施設サービスを受けていくという形で、何とか切り回している状況にはあろうかと思えます。

例えば、特別養護老人ホームに入りたい方、なかなかその順番が回ってこないというところもございますが、こちらの認定調査員等がいろいろ手配いたしまして、ショートステイですとか、大体これは1週間前後の利用でございます、それから老健施設の空きがあるかどうか、これについては、大体基本が3カ月、長くて6カ月というような形、その期限が終わりますと、今度は療養型病床、それからまたグループホーム等を使って、待機者の方たちにも不自由がないような形で施設サービ

スを提供しているという状況でございますので、今のところ、大規模な施設の整備計画については、考えていないという状況でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） とはいえ、順番待ちの人たちが大変多くいらっしゃるということも、頭の中に入れておいてほしい問題です。

最近、新聞やラジオで報じられているのは、国は施設介護よりサービス提供にかかる費用が抑えられる在宅介護の方向に力を入れているようですが、介護保険制度が改定されて、4月からホームヘルパーなどが高齢者のお宅を定期的に訪問する、いわゆる24時間地域巡回型サービスが制定されましたが、まだまだ県下、各自治体でこれらを採用し、事業化しているところはありません。町では、これら事業化に向けた準備をしておられるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

先ほど、ちらっと課長がその24時間体制の介護を云々ということをおっしゃっておられましたけれども、実際に民間でも人材の不足、いわゆる人手不足だとか、あるいはそれにかかわる管理コストの増加、こんなふうなことから、こうしたそのいわゆる24時間地域巡回型サービスというのが実施されていないのが現状のようです。

また、町では、家族介護慰労事業の1つとして、介護助成金を出しております。状況に応じて、もっと手厚く対応する、こういった考えはないのか、2点についてお聞きします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 24時間、特に夜間等の地域巡回サービス等につきましては、なかなか実施していただいている事業所が少ないような状況がございますけれども、これは今後の課題ということで、また地域包括ケア会議等でそういった可能性について、また各事業者等とも話し合ったいというふうに考えているところでございます。

それから、家族の介護者の支援策でございますけれども、こちらについては、今現在、金銭的には9万円の慰労金の支給を行っているというところでございます。また、こういった方たちに対する支援のあり方なんですけれども、これは単に金銭的なものだけではなくて、やはり実践的な部分、ソフト的な部分での講習等も必要であろうかということで、介護者向けの講演会を年2回実施しているところでござ

います。

例えば、ちょっと私も想像できなかつたんですけども、ベッドの上で洗髪することができる。これ意外と簡単にできるんですね。それから、よほど体重のある方でもよほど軽量の介護者が簡単に抱き起こすことができる、こういったような技術を年2回の講習会を開催しているところでございます。これについては、実践的でとても役に立つという意見が多く、好評でございます。

そういったようなところで、今介護者に対する支援というのは考えております。そのほか、社協と共同いたしまして、月に1回家族介護者の集いを実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 次に、保険料金額が知らされたその通知の中に、こういうパンフレットが入っておりました。皆さん見た方もおいでだと思います。まず保険料を納めずにいると、災害などの特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納していると、滞納の期間に応じて保険給付の一時的な差し止めや利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられますと。大変、ちょっと怖いことを書いてあるんですけども、今こうした保険料負担の重さから、払い込みができない方、また、必要な介護、医療サービスを手控えて、あるいは受けないでいる、こんなような方々が、その症状の重症化になってしまうことが、場合によったら、これが町の給付費の増加につながっていくのではないかと、こんなようにも考えます。先ほどは、課長の方から低所得、母子家庭あるいは低所得者、生活保護者に対して、自立支援をしながら援助しているよというふうなことの説明がありましたが、こういった方々の保険料の徴収あるいは支払い請求等は、今現在、どんなふうに行われていますか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 介護保険の特別徴収の決定通知を送らせていただいているときに、介護保険料の仕組みについてのパンフレットも添えさせていただいております。そうした中で、保険料を滞納しているということについての、ペナルティ条項等も入れさせていただいているところでございます。これは、実際に介護保険を受けていらっしゃる方というよりは、介護保険を滞納していらっしゃる方の中で、私は介護保険なんか使わないから、絶対に払わないと言われる方たちの対策のため



に、入れているところがございます。介護サービスについては、ケアマネジャーの作成するケアプランによって提供されるので、必要なサービスであれば、ケアプランに反映されます。介護保険の対象とならない自費によるサービスであれば、手控えることがあるのかもしれませんが。介護保険料については、2年間で時効消滅し、不納欠損した場合、消滅した期間、例えば1年分全額滞納している場合は、1年間に応じて自己負担が1割から3割に上がる、また、高額給付を受けられない給付制限等がございます。滞納によって不納欠損する場合は、ただいま説明した内容の文書を滞納者にお渡しして、説明をしているわけですが、介護サービスを利用している方、これから利用申請する方以外は、介護は必要ないから払わないといった認識の方がほとんどでございます。滞納している方には、まず、納税相談に来ていただくこと、介護保険制度を理解していただくことが必要であり、この点については、今まで行ってきた定期的な滞納整理、これにつきましては、2カ月、3カ月に1回ずつ行っておりますが、更に電話連絡等も頻繁に行って、粘り強く介護保険制度に対する理解を求めていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 今の説明にはなかったのですが、強制的な徴収とか、そういったことはしていないというふうに理解していいんですか。はい。

いずれにしても、これからこの介護の道、これは我々が通っていく道です。これから増加していくであろう要介護のお年寄りを少なく、あるいは介護を軽くしていく予防介護の取り組みが大切だと考えております。介護行政に対して、特効薬だとか王手飛車取りの取り組みなんていうものはあり得ないもので、日頃からの地道な活動を進めて、住みよい町、安心な町を目指して、まちづくりをやっていってほしいものと、こんな点を町長を始め皆さんにお願いしておきます。

次に、町民の健康と体力の向上の観点から、また、観光面から経済効果の向上を図る目的で質問させていただきます。

体育施設の貸出で、民宿組合の関係者の方々から、土日を除く平日については、事前の申込規定1カ月というふうなことがあります。それ以前に受け付けてもらっている、この点については感謝の言葉がありました。ただ、貸出時間の延長が認められていない条例となっているようですが、一般の利用者のないときは、この

限りでないといった条例の変更はできないものでしょうか。こうした取り組みで観光客や民宿での集客増をねらうのも一考かと思いますが、どんなものでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

体育施設の貸出方法について、まず、ご説明をさせていただきます。

貸出につきましては、御代田町体育施設設置及び管理に関する条例、御代田町体育施設管理規則、御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例、御代田町B & G海洋センター管理規則などに基づいて、貸出を行っております。

貸出の時間延長がないということですが、条例等には延長の条項はございません。利用者の皆さまには、時間区分に応じたの利用をお願いをしております。

続いて、施設の利用申請について、説明をさせていただきます。

町内の皆さまには、利用したい月の前月の初日から、町外の皆さまには、前月の10日から利用申請を受け付けております。これは、町の施設でありますので、町民の方優先という意味で、時間差を設けております。なお、民宿組合の皆さまへの対応としましては、産業振興施策の一環としまして、町内の民宿を利用される団体の皆さまに限り、民宿を通じて、一般の利用者に先行して特例として利用申請を認めております。利用に際しては、一般の利用者の皆さまに利用制限がかかっておりますので、民宿利用の団体の皆さまには、午前9時から午後5時までの利用をお願いをしております。また、申請にあたっては、例年3月に民宿組合の皆さまにお集まりいただき、その年度の利用調整を行っております。民宿組合の皆さまには、利用にあたり、町としましても配慮をさせている現状にあります。

次に、利用時間の延長ができないかということですが、延長ということではなく、ほかの利用者がいない場合、引き続いての時間区分での利用について、対応させていただくようにしております。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 次長の説明だと、今まである管理条例、現行条例は、変更しませんよということですね。

そうは言え、こういったその施設は、野放しにしていいということではないんですけれども、町民の人たちが使いやすいようにやっていくということも大事ですの

で、こういったこともひとつ検討していただければなど、こんなふうに思います。

また、テニスコートだとか、野球場については、先ほどの現行条例では9時から使用開始となっていますけれども、現在は一部の職員の皆さんあるいはその担当する部署の判断での、早朝等の貸出がされておりますけれども、夏の期間などは、特に早朝薄暮の方が使いやすいということがあります。したがって、これを早朝薄暮を使うような、使ってもいいよと、公にするような条例変更ができないのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、22年度の決算では、保健体育施設の使用料が568万円ほどの金額で利用料が上がっています。町民の皆さんにできるだけたくさん利用してもらえば、それだけ使用料の増をねらうことができると、こんなふうにも思うわけですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 期間限定で、早朝薄暮の使用を認める条例等の変更はできないかということになるかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、条例等では利用時間は午前9時からとなっております。原則としまして、利用者の皆さまには、施設管理ができます午前9時からの利用をお願いしております。しかし、早起き野球、それから各種体育団体の大会、硬式テニススポーツ少年団の練習など、事前に協議をいただいた中で、受付や練習、競技など、大会運営上、当日の早めの時間から対応しなければならないような場合など、必要と思われるものについては、早朝利用の対応をしております。ただし、その早朝利用については、希望するものすべてを認めるということではなく、協議をした結果、必要と認めるものというふうに限らせていただいております。これまでも運用の中で早朝利用についても対応しております。また、施設管理面などからも考慮する中では、今後もこれまでと同様な運用の中で、対応をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 今の次長の答弁でいきますと、許可した団体そのほかについては、その早朝であり薄暮であり、使用を許可しているよということですが、一般の方々も、例えばテニスの場合だったら、1人、2人、3人あるいは4人でやればや

れるわけで、こういったところにも広く門戸を広げるといふか、町民の皆さんに周知徹底するといふか、された方がいいと私は思います。これも検討していただきたい事項です。

次に、こんなことをと思わないで聞いてほしいんですが、施設の休日、特に月曜日がありますが、これを利用することができないものかどうか、提案します。職員の皆さんは休んでいても、様子のわかったシルバーの皆さんが、日直してくれています。管理するのは、管理は使う利用者が責任を持って行うようにしたらいいのではないかなど、こんなふうにも思います。また、この日を例えば老人優待日として、保健福祉の観点から、これらを無料で利用してもらい、こうした取り組みを行うことで、お年寄りの体力向上や、更には健康維持を図ることができるのではないのでしょうか。こんな点はどうでしょうか。考え方をお聞きします。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

休日の利用についてでございますが、体育施設等々共に月曜日、それから国民の祝日の翌日、年末年始の休日が休館日であります。これは、土曜日祝日の翌日で、比較的利用者が少ない月曜日などを休館日にしていることと、勤務する職員の休日にもあっております。

ご指摘の利用者が責任を持つので、休日に利用できるようにしたらどうかということでございますが、体育施設関係については、毎年多くの皆さまが利用します7月の半ばから、9月の半ばまでの間、休館日を設けずに開館し、施設の貸出を行っております。ご指摘のように、幾ら利用者が責任を持って利用しますと言われても、事故があった場合は、施設管理者の責任が必ず問われます。休日の貸出を行うことは、非常に厳しいものと考えております。

次に、優待日を設けたらどうかということでございますけれども、体育施設では、平日、昼間の時間帯の利用者が非常に少ない状況がございます。高齢者の皆さままでございますれば、そういった時間帯も比較的利用がしやすいのかなというふうに思いますので、優待日まで設けてというふうには、ちょっと必要性は薄いのではないかなというふうに考えております。空いている時間帯、町民の皆さま、多くの皆さまに利用をしていただければよいかなというふうに考えております。

また、老人クラブや社会福祉協議会などの計画します、スポーツ大会や各種の運

動教習など、事前に協議をいただきながら、積極的に体育施設の利用をしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 前半でお話ししました、年配者の、お年寄りの健康維持、あるいは体力向上等を図る意味で、保健福祉課あるいは教育委員会と一緒に、こういった事業を行うことで、町民の皆さんに健康の啓蒙活動をする機会になれば、いいんじゃないかなんて思って、提案しました。

最近、死亡原因が脳循環器系の疾患症によるものと、がん系統でお亡くなりになる方が大変多くなっております。

私の身近な人でも、最近何人かがお亡くなりになっています。ラジオだとか、そんなので聞いたところですが、大きな要因は、運動不足が大分この要因となっているというふうなことのようです。こうしたその運動によって介護予防だとか病気の減少だとか、こういったものが防げるのであれば、こんないいことはないんです。こうしたことから、介護予防活動の一環として、活動のカリキュラムに組み入れてもらったらと思いますが、保健福祉課長からもフォローしてきていただきたいなど、こんなふうに思っております。いかがなものでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

当然、運動のお勧めによって、介護予防が達成されるという目的がございますので、1つの動機づけとして、介護予防教室では運動面についても強化して、やっているところでございます。更にその受け皿という形になってくると、やはり自主的な活動を喚起していくべきかと考えておりますので、そういった中では、ウォーキングの会もできております。こういった活動をまた行政として支えていくような形をまた考えてまいりたいとは考えております。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） いろいろお聞きしましたけれども、是非ともそういったことが具体的に実行されるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告4番、池田健一郎議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2時42分)

(休憩)

(午後 2時55分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

(2番 小井土哲雄君 登壇)

○2番(小井土哲雄君) 通告5番、議席番号2番、小井土哲雄です。

今回は、町の住宅行政及び関連する道路整備について、これは平和台町営住宅の今後のあり方についてということになりますが、児玉荒町線が6月より工事が始まり、その後、町営住宅西側の道路が拡幅され、県道借宿小諸線に接続されてこそ、児玉荒町線の全線完成と思うが、平和台町営住宅のあり方と今後の児玉荒町線の整備計画を問うということで、通告してございます。

この質問の趣旨は、前回3月の一般質問でもお聞きしましたが、都市計画のあり方がある意味杜撰であるにとらえることができるということです。というのは、前回の質問の街路大林中央幹線もそうですが、何十年も前の計画で現在に至っては、図面上のみの計画であり、到底実施する気のない計画を放置し、また、代案もあるのに、手を拱いている状況から見て、杜撰、このように言われても致し方ないところかと思えます。その後、都市計画のあり方等々で、何らかの会議、打ち合わせが行われたかは存じ上げませんが、多分、何も行われず、今日に至っているのだと思われまます。都市計画の見直しにつきましては、難問が多くあり、できれば、手を着けたくないというのが本音かもしれませんが、先般の質問である街路大林中央幹線の整備を諦めたわけではありませんので、今後も担当部署にはプレッシャーをかけていきたいと思っております。

平和台町営住宅においても、築40年以上経過しているにもかかわらず、何らアクションを起こさないことに不信感を感じるところであります。今回のこの質問により、平和台町営住宅にお住まいの皆さん、また、関連する道路整備により平和台地区の皆さんが安心できるような回答がいただければと思います。平和台町営住宅にお住まいの皆さんは、ある意味、住宅弱者であります。町長は、弱者救済に今までも力を発揮してきましたが、最近はどうぶり町長の椅子に座り、真の指導力が発

揮されていないようにも伺えます。町長に与えられた権限を、いい意味で利用し、覇気のあるリーダーであることを望みたいものです。

さて、本題に入りますが、この質問は、昨年3月第1回定例会において、古越日里議員が平和台県営住宅及び町営住宅についてということで、2万人都市構想を挙げるのであれば、平和台県営団地を町で購入して、町営団地をつくり、老朽化した平和台の町営住宅を建て替えれば、人口増の計画が進むと思うが、町の考えを問うということで質問しております。重なる部分があるので、まずは当時の笠井建設課長の答弁からピックアップした部分をお知らせし、おさらいをしてから、私の質問に入らせていただきます。

町営住宅は、平成5年から14年にかけて建て替えた桜ヶ丘団地が102戸、築40年経過した簡易耐火構造平屋建て平和台が79戸、県営住宅は平成8年から建設された平和台団地50戸、合わせて231戸。利用形態は若干異なるが、更に雇用促進住宅80戸、町の厚生住宅35戸を加えると346戸、町内に公営住宅といわれるものがある。

民間の賃貸住宅の状況は、ここ数年、共同住宅の建築が盛んに行われている。その結果、需要と供給のバランスが崩れ、全体に空室が目立つようになったといわれている。このような現象は、今後もしばらく続くと思っており、経営面での影響が懸念される状況。

ちなみに、5年間で共同住宅、俗にアパートといわれるものは、49棟、368戸が新設されている。これは1年以上前のことですから、更に増えていると思われるます。

長野県公共事業評価を経て、町内での公営住宅は充足していると判断し、残り5棟70戸については、建設を中止することを公表した。県営住宅残置に老朽した平和台団地を建て替え、人口増については民間共同住宅の建設が盛んに行われており、これ以上公営住宅を整備するということは、民業の圧迫になり兼ねない。建て替えるとしたら20億円ぐらいの事業費が見込まれる。2年前から平和台団地については、用途廃止も視野に入れ、検討するということにしており、当面、新規の入居は廃止している。公営住宅に定められた住宅に困窮する低額所得者のための施設、現に町内に居住し又は通勤地を有する者という入居資格がある。ざっと拾い上げるとこのような答弁でありました。

私の今回の質問は、町営平和台団地のあり方、そして6月から7月を目処に工事が始まろうとしている児玉荒町線、これは久保沢の荒町公園から県営住宅西を経て、平和台を東西に走る上小田井雪窓線に突き当たる道路のことですが、この路線は、その先の平和台町営住宅西側から、杉の子幼稚園前を経て県道借宿小諸線までを含めて児玉荒町線となります。もちろん、町としても、将来的には平和台町営住宅から杉の子幼稚園前を経て、県道まで道路を拡幅し、つなげる計画は考えているのですが、それには、町営住宅自体のあり方をしっかりと考えなくてはなりません。そこで、公営住宅法に基づき、現在お住まいの方、今後入居希望の方たちを守るべき事柄が、その法にはうたわれており、また、その法に基づき、管理運営が行われているわけですが、公営住宅法の目的とはどのようなことか、まずお知らせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それではご質問の公営住宅法の目的と併せまして、当町の公営住宅の経過と現状のところまで、お答えをいたします。

公営住宅法は、昭和26年、1951年6月に制定されまして、第1条で、『この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする』とうたわれております。

当時の時代背景といたしましては、昭和21年、1946年に日本国憲法が公布され、憲法の第25条に、『すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と、生存権がうたわれましたこの5年後になります。終戦後の日本が、産めよ増やせよといわれていました時代に、国の住宅施策として公営住宅法が制定され、その後まもなく、高度経済成長期を迎える一因ともなりました。ご質問の、平和台団地の公営住宅は、小井土議員の質問の中にもございましたが、公営住宅法の制定から15年後、高度経済成長期の真っ只中でありました昭和41年から48年にかけて、木造及び簡易耐火構造平屋建てで、町営住宅が89戸、県営住宅が98戸、合わせて187戸が建設されました。その後、施設の老朽化及び住環境の変化により、平成8年から11年度にかけて、長野県が県営住宅建て替え



事業を実施し、主に木造住宅108戸を取り壊し、鉄筋コンクリート造り4階建て2棟50戸を建設いたしました。この県営住宅建て替え事業に併せて、町営住宅と県営住宅の管理替えを行い、現在、平和台の町営住宅は簡易耐火構造平屋建て21棟79戸を管理しております。このほかに、平成5年から14年にかけて、建て替え事業を実施いたしました町営住宅桜ヶ丘団地、こちらは鉄筋コンクリート造り3階建て7棟102戸を管理しておりますので、町内には町営住宅が181戸、先ほど小井土議員の質問にもございましたとおり、県営住宅の50戸を合わせますと、231戸の公営住宅がございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） それではお聞きしますが、当時、笠井建設課長の答弁に、長野県公共事業評価を経て、町内での公営住宅は、充足していると判断し、残り5棟70戸については、建設中止を発表した。これは県営平和台住宅が現在もありますが、北側と申しまししょうか、町が用意した土地に同様の県営住宅を建設する計画が中止ということであり、また、当時、2年前ということは、今に至っては3年以上経ちますが、平和台団地とありますが、これは平和台町営住宅のことですが、用途廃止も視野に入れて、検討しており、当面、新規入居者は廃止している、このように答弁しております。県の判断で5棟70戸の県営住宅中止、更に町営住宅においては、入居の禁止、用途廃止も視野に入れるということですが、その答えを出すには、公営住宅法にある住宅に困窮する低所得者に安い家賃で住む場所を、国・地方公共団体が協力して提供しなければならないとあり、ここから考えますと、住宅に困窮する低所得者が御代田町においては減少し、現在の県営平和台・町営平和台桜ヶ丘の戸数で対処できているという裏付けがなくてはなりません。県営・町営住宅に対しての入居希望者が果たして無いのか、どのような裏付けをもとに、公営住宅が充足していると判断したのか、このことに対する見解をお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 萩原建設課長。

○建設課長（萩原 浩君） お答えいたします。

現在の平和台の町営住宅につきましては、昭和45年から48年にかけて建設されまして、39年から42年という年月が経過しております。平成8年度に環境改善事業といたしまして、国庫補助を得て、外壁及び屋根の改修並びに公共下水道の繋ぎ込み工事を実施したものの、土台がシロアリにより朽ち始め、建て替えか用途

廃止の選択が迫られている中で、平成16年度から今後の方針について検討を重ねてまいりました。

特に近年は、民間による共同住宅の建設が増加しており、本年4月以降今日までにも建築確認申請が3棟16戸提出されております。現在、町内には、民間共同住宅が189棟1,278戸あり、古いものの中には、空家が目立つようになってまいりました。このような現状から、民業の圧迫をしないことと、民間の活力増進のため、当面の間はこれ以上の町営住宅の建設は行わず、平和台の町営住宅につきましては、用途廃止、取り壊しを行う方針とし、平成21年4月1日から新たな入居者の募集を停止しております。

なお、小井土議員の質問にもございましたとおり、建て替え事業が凍結と、これまではされておりました平成14年度から平成19年度にかけての平和台の県営住宅の建設事業でございますが、こちらの全体計画5棟ということで、現在2棟でき上がっておりまして、あと3棟で70戸、というものでございます。これにつきましても、同様の理由から、平成23年度に廃止というふうに、凍結から廃止というふうに、決定されてきているところでございます。

また、近年の町営住宅の入居の申込者数でございますが、これは減少の傾向にございます。通常は前期分を3月、後期分を9月、年2回募集しております。毎回10名前後の入居待機者がございましたが、平成22年度の募集の際には、前期、後期とも入居待機者が0となったため、臨時の募集をそれぞれ前期の後に1回、後期の後に1回、計2回行いました。23年度の募集の際には、後期の募集が入居待機者0となったため、臨時の募集をその後1回行いました。参考までに、現時点におきましては、入居待機者は4名となっております。

以上の現状から、当町の公営住宅の戸数につきましては、おおむね充足しているものと考えているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 今、わかりやすい説明をいただいたんですけども、もっと待機者がいらっしゃるかと思っていたんですけど、現状を聞けば、そうではないということで、ある意味、安心した部分もございますけど、ただ、町営平和台住宅は、老朽化していますから、あそこに入りたいと手を挙げる人も、家賃は安いんでしょうけれど、いないのかなという気がしています。その部分はあるので、ちょっと先に

進みます。

また、公営住宅法には、『健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し』とありますが、今の話ですが、築40年を超える平和台町営住宅が、現状果たして健康で文化的な生活を営むのに値するのでしょうか、その見解。

更に、平和台町営住宅は、町の管理となりますが、当時の耐震基準と現在では、相当基準値が変わっているかと思われませんが、町が管理している建物としての基準を満たしているのか、加えて、町が責任を持ってお貸しする品物とは、到底考えられません、一体、いつまでお貸しする予定なのか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

平和台の町営住宅につきましては、2KB、6畳の和室2部屋とキッチン（台所）とバス、風呂釜や浴槽無しのは、浴室のみでございますが、それとトイレという建設当時の公営住宅といたしましては、平均的な間取りでございましたが、生活スタイルの変化や、建築資材の発達などにより、平成5年から平成14年にかけて建て替えが終了した桜ヶ丘町営住宅の3LDKY（8畳と6畳の和室、4畳半の洋室、ダイニング、キッチン、ユニットバス、トイレ）、又は、2LDKY（8畳と6畳の和室、ダイニング、キッチン、ユニットバス、トイレ）とは比較にならないほど質素で、手狭な間取りとなっております。また、建築から40年以上が経過し、サッシの建て付けが悪くなって、隙間風が吹き込み、浴槽浴室もモルタル塗りのままの状態であるなど、一人暮らしの高齢者も入居されている中で、健康で文化的な生活を営む環境であるとは言い難い状況となっております。ただし、大規模な環境改善事業を実施いたしますと、現在の低廉な家賃、平和台では現況2,600円から1万4,800円、参考までに、桜ヶ丘では1万700円から8万9,200円でございますが、この平和台の低廉な家賃を値上げしなければならない、値上げにつながってしまいますので、特に低所得の入居者の皆さまには、ご理解をいただいたうえで、もっと言いますと、我慢していただいて、入居を続けられておられるというふうに考えております。

続きまして、耐震基準の方でございますが、耐震診断自体は平和台の町営住宅につきましては実施しておりませんが、昭和56年に建築基準法の改正による新耐震設計基準が昭和56年にできましたので、これに基づいて建築した建物ではないこ

と、それと先ほど申し上げましたとおり、シロアリによって土台が朽ち始めていることから、耐震診断自体を実施するまでもなく、現在の耐震基準は満たしていない施設であるというふうに考えております。ただし、相当大規模な耐震補強工事が必要となることが予測されますので、こちらも家賃の値上げ等につながってしまうことから、この件につきましても、特に低所得の入居者の皆さまには、ご理解をいただいたうえで、我慢して入居を続けておられるというふうに考えております。

また、出来る限り、早期に取り壊しをしたいと考えておりますが、入居者の皆さまの事情等がございますので、当面の間は、新たな入居者の募集を停止するという事を続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 確かに安い、住宅にお困りの方たちですから、安い金額でお貸しするには、あれ、直したりすると、それこそ、それを金額、家賃に乗せていかなければいけないということで、それも有難迷惑な部分もあるかと思えます。基準は調べていないとはいっても、それ以降に法が改正されているから、もう基準を満たしていないことは明らかでありますよね。で、借りている皆さんも、今答弁がありましたけれども、決して生活するのに適した状況ではないといっても、安いという魅力があって、我慢しながらもそちらにお住みなんだという状況が見えたところでございます。

今これ、町長、聞きますよ。課長からそういう答弁がありました。それを踏まえて、町長が議員であった頃を思い出してください。弱者救済には、それは力を入れておりました。すばらしいことでありました。付け加えますと、当時の議員、現在においてもそれぞれの分野の弱者に対し、思いやりを持っていることには違いはございませんが、置いておきまして、現在、平和台町営住宅の住み方を見ますと、それぞれ今説明があったんですが、決して弱者に思いやりを持った行政ではなく、また管理でもないというふうに感じるんですが、町長自身はどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

平和台の町営住宅の入居停止の判断は、私がさせていただきました。その中で、

当然、新しい住宅をつくっていくのか、先ほど話があった道路の問題もあります。そうした中で、現在の中では、課長が答弁しましたように、民間のアパートがこのところずっと増えていて、大分空いているところも見られるということから、新たな町営住宅ということの必要性については、やはりその今の社会情勢は大分変化してきているという認識です。それで、入居停止、新たな入居は停止しましたがけれども、現在、そこに住んでいる方が当然いらっしゃいます。私の考え方としては、安価、低価格で居住できるということと言えますと、ある意味福祉的な要素の考え方で現在のまま入居をしていただいていると。それで、この住宅につきましては、もし、そういう福祉的な内容で急に入居が必要になるという場合もありますので、そういう方については対応できるようにしております。ですから、そういう、ある意味福祉的な意味において、現在お住まいになっている方については、住み続けていただくといえますか、そういう現在考え方で進めさせていただいております。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 急な場合は貸出もそういう余裕、余裕というか、考え方もあるということですが、去年の震災のときにも伺ったら、実際は床が抜けているとか、そんなような状況で、とても人が住める状況ではないというような返答をいただいたことを今思い出したところでございます。もちろん、そういうところはもう貸出にはならない状況で、今後も進むとは思いません。

私の今回の質問は、町の住宅行政及び関連する道路整備ということで、先にも述べたとおり、道路整備とは、平和台町営住宅西側から杉の子幼稚園前を経て県道にあたる道路が舗道整備された広く安全な道路にならなくては、まちづくりは語れない、そんな思いからの質問なのですが、その実現に対し、避けて通れない案件は、平和台町営住宅にお住まいになっておられる皆さんが、安心して住める代わりの住居を町の責任において提供しなければならないということです。これは今、建設課長も答弁にありましたが、建設課では、将来的に道路の拡幅計画を考えております。私も同感で、早い時期にきちんとした形で計画に上げなくてはいけない事業だと思っております。ただ、町としても、その事業を計画するにあたり、平和台町営住宅の今後のあり方が課題となり、どのような手法がベストなのかいろいろ考えてはいるのですが、手探りの状況かと思えます。

そこで、私なりに考えた提案があります。

御代田町は、今後もアパート建設が進められていくのでしょうか。かといって、多少古くなったアパートの空室が目立つことも現実であります。これは前建設課長、また現建設課長の答弁にもありました。そのとおりかと思えます。また、公営住宅を新規に建設することにより、民業を圧迫になるおそれがあるとも今もおっしゃっていましたが、公営住宅と民間アパートでは、当然家賃に差があるので、安い家賃で現在お住みの方、あるいは今後、公営住宅に入居希望の方から見れば、民業圧迫といっても温度差がございます。このような状況の中で、何かいい知恵はないかということで考えてみました。先ほども話しましたが、空室アパートの有効利用による民間の活力アップと、住宅に困窮なさっておられる方双方に手を差しのべる形がとれるのではという思いから、数年で住宅を引っ越し、今の町営、平和台ですね、引っ越しされる予定のある方を現状把握できているかはわかりませんが、その軒数を担当課で調べていただき、仮に数年で引っ越しを計画なさっておられる方がそれなりの軒数があったとした場合、空室アパートを抱えているオーナーの方と折衝していただき、できるだけ安く、町が責任を持ち、1軒、2軒、3軒かはわかりませんが、お借りし、現状の家賃との差額は町で負担する、安くお借りして、数年であれば、町の負担もさほどの金額にはならないかと思えます。公営住宅法の中に用語の定義の第2条6に、『公営住宅の借上げ（公営住宅として低所得者に転貸するために必要な住戸及びその付帯設備を賃借することをいう。）』ということで、単純に建てるだけではなくて、そういうものをお借りする方法もこの中にはうたわれております。そのような思いからでございます。

そこで、町としても、今後の計画として考えている平和台町営住宅の東西にお住まいの方々、これが現状の杉の子幼稚園で、花屋さんですね。これが通りですよ。で、西側東側ってありますよね。西側に空室が10軒ございますよね。東側に8軒、現状空室がございまして。こちらの44棟の10棟が空いています。そうすると、34、そちらにこちら東側の8軒、合わせますと、26軒。で、今言ったアパートとのタイアップが、もし3年ないし数年で引っ越しなされる予定の方が仮に26軒あったとします。ということは、西側の棟を壊して皆さん東側に移っていただければ、その計画が進むんじゃないかということで考えてみました。これが決してベストな考え方とは思えませんが、何も考えないよりダメモトでもいいから、そんな提案もしたらどうかなというような思いから、させていただきます。

いずれにしても、何らかの対策を講じた中でなければ、荒町児玉線の町営住宅に面した道路拡幅はできません。車のすれ違いに困難な状況の道路で、年間何台もの車が側溝にタイヤを落として、困っているとも聞いております。子どもたちの多くが通学等で歩いております。大きな事故がないことを望みますが、行政とすれば、事故が起きる前に対策を講じなければなりません。それが行政の責任であります。荒町児玉線の平和台町営住宅の道路拡幅は必要であると考えている1人でありませんが、町が何も考えていないのかなというところで、ちょっと不信感もあります。それは、何も対策も講じないで、平和台町営住宅に新規入居者をお断りして、空いた東側の棟に徐々に移ってもらうような手法では、いつになるかわからない道路計画かと思えます。で、今、その道路計画、漠然的かもしれませんが、計画があるとお聞きしたのですが、実際、いつごろ正式な計画として取り上げる予定なのかをお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

平成21年4月の入居者の募集停止から、3年が経過いたしました。現在、18戸が空家となっております。募集停止の段階で、既に3棟が空家になっておりまして、1年間に5棟前後が退去し、空家が5棟前後増えてきているという状況でございます。ご質問の、町道児玉荒町線側には、21棟のうち、11棟42戸の町営住宅が並んでおりますので、もう少し空家がまとまった段階で、入居者の皆さまにアンケート調査などを実施し、先ほど申し上げました耐震基準を考えますと、退去していただくことが理想ではありますが、入居者の皆さまの事情等を考慮のうえ、場合によっては、小井土議員がおっしゃいました児玉荒町線の反対側にあります町営住宅の10棟37戸側へ転居していただくなどの手法を検討しながら、今後、国から示されると思われ、平成26年度以降の旧まちづくり交付金事業の第2期の5カ年計画、これは仮称でございますが、この中で、児玉荒町線の道路改良事業の実施が可能か否か含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 補助金、そうですね、そっくり一遍にやろうとすれば、26年以降の補助金をあてにしなければ、町単独では金銭的にちょっときつい部分はある

かと思いますが、1つ、子どもの安心・安全という部分で、杉の子幼稚園前から県道までの間、入口と幼稚園前のアパート前は広がっているんですが、で、1ヶ所、段差がある場所がありまして、結果的には、結果的というか将来的には、そこも町で買い上げて、もちろん埋めて道路をつくらなきゃ道路は広がりませんから、それはいずれにしても行わなくてはならない仕事かと思うんですよ。その部分だけでも、子どもの安心・安全を考えたときに、その部分だけでも先行的にやるようなお考えがあるかないか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 萩原建設課長。

○建設課長（萩原 浩君） お答えいたします。

児玉側の一部のところを先行的に整備したらどうかというご提案でございましたが、ご存じのとおり、その段差、標高差、高低差がかなり、一番あるところでございます。技術的には不可能ではございませんが、いったん、その整備した後に縦断、縦の断面がまた変更の必要性が生じてしまうとか、そういった技術的な問題がございます。そういった場合には、また手戻りになってしまったりという恐れが往々に生じてしまうと考えられますので、児玉の県道のところから平和台の中央の道路まで、26年度の2期の計画の中で、一体的に整備してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） では、言い方を換えまして、仮設でもいいからそこを、そんなお金をかけなくてもやる意味があるのではないかと思うのですが、全体的にやると、すりつけ云々で、また高低差が違う云々で工事をやり直しとか、金銭的に大分かかるということはわかります。ただ、現状の低いところだけでも、仮設的にやっても意味がある、価値があるような気がするんですが、どのようにお考えですか。

○議長（内堀恵人君） 萩原建設課長。

○建設課長（萩原 浩君） お答え申し上げます。

仮設的という案もあるわけですが、先ほども申し上げましたとおり、一番高低差があるところでございます。相当な高さの埋め土が必要になってまいりますので、埋め土して、すぐに養生等の期間等がございますので、埋め土云々ということも考えますと、なかなかすぐに着手するというふうな具合にはいかないかと思えます。



もう1点、用地交渉等にもある程度、一定期間を要すると思われまますので、26のまち交の中で、計画に入れながら、順次整備してまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） これは、ある意味、トップダウンといいますか、町長がそれはやってやれよという言葉でもあれば、職員の皆さんは方法を考えて、何とかしようという方向に行くと思います。我々議員13人が、毎日交代で建設課長のところへ行ったら、お話になりませんよ、これはね。やはり、トップダウンということで、町長、今の件、どう思いますか。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 道路につきましては、当然、必要な道路は必ず整備しなければならないという考えです。もう1つは、計画的に整備を進めていくということです。現在、そういう形の中で、進めさせていただいておりますし、実際に町営住宅の入居停止の判断をさせていただいたのは、そうした先を見据えての判断でもありますので、そうした形で今後も道路の整備については進めていくという基本精神であります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 前回の話に逸れるというか、そんなに長いことしゃべりませんが、大林中央幹線にしても、町長が本当にやる気になれば、職員は動くんですよ。我々がどんなに束になっていっても、職員は上手に逃げるだけでございます。ですから、町長が本当にこれ必要だと、何とか考えてみろと一言言えば、職員の皆さんはいろいろな手法を考えて、こんな案でどうでしょう、こんな案でどうでしょうということで、物事が少しずつ前に進むような気がします。今回のその幼稚園前のことだけに限らず、前回の大きな路線、大林中央幹線についてもそうですけれども、リーダーとして大きな仕事をやってもらいたいと思うのですが、何か、のほほんとしているように思えて仕方がないんですけど、まだまだ御代田町には大きな事業がたくさんございますので、ま、リーダーシップを発揮していただきたいところでございます。

最後に、現在のお住まいの方々、ほかにも住宅に困窮なさっているの方々に対しまして、心の通った対応を強く要望し、また、道路拡幅についても早急に計画されま

すようお願いして、一般質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 通告５番、小井土哲雄議員の通告のすべてを終了いたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

明日は、引き続き、一般通告質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 ３時４３分